

平成25年第2回邑南町議会定例会(第12日)会議録

- [illegible]

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大 屋 光 宏	2 番	宮 田 秀 行	3 番	中 村 昌 史	5 番	日野原 利郎
6 番	清 水 優 文	7 番	辰 田 直 久	8 番	亀 山 和 巳	9 番	日 高 學
1 0 番	石 橋 純 二	1 1 番	高 本 勝 藏	1 2 番	山 中 康 樹	1 3 番	三 上 徹
1 4 番	長谷川 敏郎	1 5 番	日 高 勝 明	1 6 番	松 本 正		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大 屋 光 宏	2 番	宮 田 秀 行	3 番	中 村 昌 史	5 番	日野原 利郎
6 番	清 水 優 文	7 番	辰 田 直 久	8 番	亀 山 和 巳	9 番	日 高 學
1 0 番	石 橋 純 二	1 1 番	高 本 勝 藏	1 2 番	山 中 康 樹	1 3 番	三 上 徹
1 4 番	長谷川 敏郎	1 5 番	日 高 勝 明	1 6 番	松 本 正		

7. 欠席議員 なし

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名

8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石 橋 良 治	副町長	桑 野 修	総務課長	藤 間 修
危機管理課長	細 貝 芳 弘	定住促進課長	原 修	企画財政課長	沖 幹 雄
情報推進課長	小 林 雅 博	町民課長	服 部 導 士	税務課長	三 上 俊 二
福祉課長	飛 弾 智 徳	農林振興課長	坂 本 敬 三	商工観光課長	日 高 始
建設課長	森 上 寿	水道課長	上 田 英 至	保健課長	日 高 誠
会計管理者	安 原 賢 二	瑞穂支所長	藤 田 憲 司	羽須美支所長	福 田 誠 治
教育委員長	河 野 義 則	教育長	土 居 達 也	学校教育課長	田 中 節 也
生涯学習課長	森 岡 弘 典	農業委員会長	田 中 正 規	監査委員	山 中 康 樹

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 屋 原 進 事務局係長 目 高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
15番	日 高 勝 明	1番	大 屋 光 宏

12. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

平成25年第2回邑南町議会定例会議事日程(第12日)

平成25年3月15日(金) 午前 9 時 3 0 分開議

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

日程第3 議案の討論、採決

議案第4号 専決処分の承認を求めることについて

議案第5号 指定管理者の指定について

議案第6号 指定管理者の指定について

議案第7号 指定管理期間の変更について

議案第8号 邑南町職員定数条例の一部改正について

議案第9号 邑南町の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

議案第10号 邑南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

議案第11号 邑南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

議案第12号 邑南町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

議案第13号 邑南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

議案第14号 邑南町国民健康保険税条例の一部改正について

議案第15号 邑南町立保育所条例の一部改正について

議案第16号 邑南町福祉医療費助成条例の一部改正について

議案第17号 邑南町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の一部改正について

議案第18号 邑南町子ども等医療費助成条例の一部改正について

議案第19号 邑南町町営住宅管理条例の一部改正について

議案第20号 邑南町特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正について

議案第21号 邑南町若者定住促進住宅管理条例の一部改正について

議案第22号 邑南町地区民プール条例の一部改正について

議案第23号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第24号 邑南町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

議案第25号 邑南町空き家等の適正管理に関する条例の制定について

議案第26号 邑南町の歌選考委員会条例の制定について

議案第27号 邑南町行政連絡員に関する条例を廃止する等の条例の制定について

議案第28号 邑智郡総合事務組合理約の変更について

議案第29号 邑南町過疎地域自立促進計画の一部変更について

議案第30号 邑南町地域保健福祉計画の一部変更について

- 議案第 3 1 号 町道路線の廃止について
- 議案第 3 2 号 町道路線の変更について
- 議案第 3 3 号 町道路線の認定について
- 議案第 3 4 号 平成 2 4 年度 邑南町一般会計補正予算第 8 号について
- 議案第 3 5 号 平成 2 4 年度 邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第 3 号について
- 議案第 3 6 号 平成 2 4 年度 邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第 3 号について
- 議案第 3 7 号 平成 2 4 年度 邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第 4 号について
- 議案第 3 8 号 平成 2 4 年度 邑南町下水道事業特別会計補正予算第 3 号について
- 議案第 3 9 号 平成 2 4 年度 邑南町電気通信事業特別会計補正予算第 4 号について
- 議案第 4 0 号 平成 2 5 年度 邑南町一般会計予算について
- 議案第 4 1 号 平成 2 5 年度 邑南町国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第 4 2 号 平成 2 5 年度 邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算について
- 議案第 4 3 号 平成 2 5 年度 邑南町後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 議案第 4 4 号 平成 2 5 年度 邑南町簡易水道事業特別会計予算について
- 議案第 4 5 号 平成 2 5 年度 邑南町下水道事業特別会計予算について
- 議案第 4 6 号 平成 2 5 年度 邑南町電気通信事業特別会計予算について

日程第 4 閉会中の継続審査・調査の付託

平成25年第2回邑南町議会定例会追加議事日程(第12日)

平成 2 5 年 3 月 1 5 日 (金) 午前 時 分開議

追加日程第 1 教育民生常任委員会所管事務等の調査報告について

平成25年第2回邑南町議会定例会(第12日)会議録

平成 2 5 年 3 月 1 5 日 (金)

—— 午前 9 時 3 0 分 開会 ——

~~~~~○~~~~~

### 開議宣告

- 議長(松本正) おはようございます。定足数に達しておりますので、ただ今から平成 2 5 年第 2 回 邑南町議会定例会第 1 2 日目の会議を開きます。本日の議事日程は予めお手元に配布をいたしておりますとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(松本正) 日程第 1、会議録署名議員の指名をいたします。1 5 番日高勝明議員、1 番大屋議員お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第2 一般質問

- 議長(松本正) 日程第 2、一般質問。昨月に、昨、昨日に引き続きまして、一般質問を行います。

それでは一般質問順位第10号亀山議員登壇をお願いいたします。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(松本正) 亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、8番亀山でございます。最後の一般質問となりました。選挙前にはこの一般質問をして墓穴を掘るなと言われる方もありましたし、それから一般質問は6月に廻しますとか、次に廻しますという方もおられますが、私は今日、今日、これまで取り上げてまいりました質問について、これが最後になるかもしれないということで、あのう、質問さしてもらいます。このことについては、8年前から私のライフワークと言いますか、ずっとこのことについては関心を持ち続けてまいりましたが、今日こうしてここでまだ一般質問をせにゃあならんということはいかに私の力不足であったか、皆さん方に理解してもらうことができんかったかということを経験することにもなるかもしれませんが、このまま黙って行政連絡員等の条例を廃止にされることについては黙っておることはできんので、あのう、質問に立たしてもらいました。この問題につきましては先に13番議員さんが、あのう、質問されて、またあとでやるからということで、かなり宣伝をしてもろうとりましたが、そこまでの、あのう、期待をしてもらうことはないと思いますが、私の、あのう、意見を踏まえ、また町民の目線で考えた意見をまた述べさしていただければと思います。ここでまず始めに通告書に書いておりました1番目の質問の③の協働という文字が、これは、あのう、同じという字になっておりましたがこれは働くが正解でございました。訂正をお願いします。それでは合併後の行政機能の統一は合併協定書に書かれておることではない方向へ進んでおるように感じております。町の広報公聴業務に関わる条例を廃止し、ただ単一の要綱でこの事業を取り扱うにはまだまだ疑問の点が多い、まだまだ協議していくべきではないかという立場で質問をいたします。合併前の平成15年合併協議会では行政連絡員の扱いについて、こう記しております。行政連絡機能については集落単位に行政連絡員を置き、基本的に現在の行政連絡機能を継承する。ただし、その業務を自治会に、自治組織に委託することもできると書かれてあります。正にこれが今の現状だと思います。しかしながら合併して以来、この石見地域には元もと自治会というものがあって、自治会がその機能を果たしていたということで、行政連絡員という条例の非常勤特任、非常勤特別職は配置されておりませんでした。それから、経って瑞穂の自治会長会の方へ諮られて、今日のような状況になっとなるわけですが、平成18年の3月に私がまずこの場で、あのう、執行部の考えを伺いました。そこで瑞穂地域では自治会長との間に合意がなされた、そういうことになると条例と違うことになりゃあしませんか言いましたら、その自治会へ委託することについては法的な根拠の必要はないという答弁でありました。また自治会の未加入世帯には町の責任で戸別に配布すると、羽須美の委託ができれば条例廃止を含めた検討をするということでした。既にもう合併して1年経ったらすぐこの条例廃止という方針がでとったわけです。そこで、22年の6月に、ううんと、そういった状況になったのであるなら、行政連絡員という役職が配置できんのなら、条例を廃止して新しい方向に進めるべきではなかろうか、瑞穂地域で要望のありました自治会長さんを非常勤特別職として扱うことはできないかと言いましたら、これも駄目だということでした。そい、しかし、その中で答弁の最後に情報を各戸へ伝えていくには自治会を通じるといってもやはり集落単位に各戸へ伝達してもらおう方向が良いのではないかと思うという、その当時の総務課長の答弁もありました。また、しつこいようでしたが、昨年の9月に自治会の規模も違ったりするんで、これからは自治会の規模の統一化を図るためにも行政区の設置は必要ではないかという話もしましたが、自治会の規模によって大きい、小さいで行政連絡機能の障害はないという答弁でもありました。そのとき

にもありましたのは瑞穂地域の自治会からの提案でこうしたということでした。その当時の瑞穂の自治会では、自治会が結成されて立派な自治会長さんらがおられました。そのした中で、町の行政連絡が自治会長を通じずにポーンと集落の、集落長の方へ伝わって、自分らには情報が伝わってこんと、それを自分らの方へ経由するようにしてほしいという要望もあったと思います。それから以降、またその伝達事務を昔の瑞穂時代のように各集落の代表者を集めて直接示達してもらうことはできんかという要望もありましたが、それも、あのう、実現はしておりません。そこで最近この話をするときに、協働、町との町民とのパートナーシップということがよく言われます。そこでこの話をしていくまでに、まず町長の基本的な見解を伺っておきたいのですが、町と町民のパートナーシップと言いますか、協働が唱えられてこの石見地域では自治会結成歴史も深いのでそういったやり方がベターであると、自治会でできることは自主的に自治会でやってもらうのがベターであるというように聞こえるんですが、行政連絡業務は元々町の責任で各戸へ伝えるのが、これが、あのう、基本ではないかと私は考えるんですが、その点について町長の基本的な見解を先に伺います。

●石橋町長(石橋良治) はい、議長、番外。

●議長(松本正) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) まあ、基本的な考え方ですけど、あのう、まあ、もちろん地方自治ということが一番大きく根幹にあるわけで、地方自治ということを考えるならばやっぱり地域のことは地域でということでありまして、そこに行政がどうやって支援をするか、まあ、協働といってもあくまでも主役は住民であり、ということでありまして。そういう中で、まあ、合併のときにいろいろ協議されたと思いますが、やっぱり自治会を単位にそういう協働のまちづくりをやっていったら良いじゃあないかという話もあったというふうに思います。そういうことで、まあ、大小のその規模のことはあるにしても、やっぱり自治会を中心にまちづくりをやっていく、で、行政としてはできるだけそこに多くの、まあ、情報をお流しして、そしてその自治会の中で集落の人達と一緒にすすね、自治会づくりをやっていくというのが私はこの邑南町のまちづくりの基本であろうと思います。まあ、そういうことを受けて、合併以降すぐにまちづくり基本条例というものを作って、自治会の大切さも謳っているというふうに、まあ、理解しております。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(松本正) 亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、まちづくりの基本がまちづくり基本条例に基づくものであり、住民と行政が協働してそれを行っていくということは分かります。しかしこれは行政という一つの組織と、また地域の自治会という団体言いますか、組織との関係であります。自治会長という個人との関係に触れてみますと、ここで伺いたいのは、自治会長会等が開かれたり、いろいろ町の示達事項が年に何回か開かれて、伝えられております。そのときには自治会長に対する、例えば町からの報酬は、今は当然ないと思います。費用弁償も出とらんと伺いました。それは自治会長の報酬なり手当は町が自治会へ払った補助金の内から、そこからださにやあいけんのか、町の用事を自治会長さんを集めて示達して、伝えてくださいと連絡するんなら、その報酬なり手当は町が直接支払うべきではないかと私は考えるんですが、その点について、あのう、自治会長会又は自治会長さんへの手当が町から直接あるのかないのか、その点を伺います。

●藤間総務課長(藤間修) 番外。

●議長(松本正) 藤間総務課長。

●藤間総務課長(藤間修) 自治会長さんへの報酬等のご質問でございます。ええと、まず自治会は自

主的、自主的に活動するというそういう団体でございまして、行政とは共助、協力、協働の関係にあるものと考えております。したがって、自治会長会とかでの報酬は自治会長さんの報酬等はそれぞれの自治会の中で、自治会から支給されるものでありますし、非常勤の特別職ではございませんので、町からの報酬及び費用弁償は支払われません。で、また、自治会では活動費として自治会費を集めておられます。で、町の補助金を合わせて活動費に充てられているもので、町の行政連絡手当相当額、これはあくまで、あのう、町の補助金の算定基礎額でございます。そして、あのう、自治会、各自治会での自主的に報酬等を決定されまして、自治会の活動費の中から、あのう、自治会長さんをはじめとして、役員報酬を受けと、受けとられているというものでございまして、自治会の自主性に任せてやるということが基本となっております。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(松本正)** 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、自治会長さんは町長が委嘱した非常勤の特別職でもなければただ普通の委員さんでもない、自治会、任意の団体の自治会が選んだ代表者である、そういう立て前から町からは費用弁償も報酬も出せないという、あのう、答弁だったと思いますが、確かに協働で取り組むまちづくり、地域づくりについては、それは、あのう、地域の人ができることはやらにゃいけん思います。例えば地域の清掃活動、草刈りをするとかいろんな環境美化とか地域の活動についてはするのは当然かもしれませんが、町が、まあ、言葉は悪いんですが呼びつけといて、それで町の仕事を町がやるべきことをまか、お願いするのに自治会の代表者ですから、費用弁償は出しませんというのはちょっと理屈があわんような気がするんです。そいでこの行政連絡員なり、このこうした行政事務の、あのう、あり方についてはなかなか、あのう、難しいところがあります。各、全国的にも合併して以来、各市町村でいろんな取り組みがされております。そりゃあ私も、あのう、私ながらに情報を収集した中では協働のまちづくりということで、先ほど執行部の方から答弁がありましたように、住民自治でできることは住民自治にまかして、行政連絡員制度が今まであったのを、合併と同時にそれを廃止するということもあります。自治会を、あのう、その窓口とするという条例もあります。非常勤特別職を外すということもあります。しかしその理由としては協働のまちづくりということが表向きには出とりますが、ある一つの、一つ二つじゃありませんが、市や町においては行財政改革の一貫、行、行政連絡員さんへ支払うその報酬なり手当の金額を下げて行財政改革をするために、こういう改革をします。自治会へ委ねますということも表だって出るとこもあるわけです。いろんなケース・バイ・ケースがあろうかとも思いますが、私が直接伺った中でも自治会長さんが、わしらあ、集会に会合に行っても何の手当もないんでと言われました。自治会の方からその手当を出さにゃあいけんとするんならば、町が出した補助金は、あれですか、自治会の活動のために使うんじゃあないんですか。町がまた別なそういった、あのう、町がやるべきことを伝えるための、その費用は自治会の方から出すというのはちょっと矛盾があるように思うんですが、矛盾はないですか。それと今の団体へ出した補助金と自治会長さん個人へ行、町がお願いすることと区別すべきではないかと思うんですが、その点も一緒にお願いします。

●**藤間総務課長(藤間修)** 番外。

●**議長(松本正)** 藤間総務課長。

●**藤間総務課長(藤間修)** ええと、町の補助金でございまして、あのう、算定基礎として今言いました、あのう、1自治会に20万円の基礎額とあと行政連、連絡員相当手当額を、まあ、さく、計算しておりますけども、これは全て、あのう、自治会へ、長さん、個人とかじゃなくて自治会全体で、

あのう、活動していただくために支出しているものでございますので、あのう、単体ではなくて自治会全体でいろんな、あのう、事務等を受けていただくと、そういう意味の補助金でございますので、そのへんをご理解いただきたいと思います。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(松本正)** 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、どうもここで、あのう、そうですかというわけにはいきませんが、例えば町の例を上げてみましょう。町は県からいろいろこのどがあいいうんですかね、地方分権とかいうことで、いろいろ県のやる仕事を町が請け負うことがありますよね。前にありましたのは、福祉事務所それから農業委員会関係の事務手続きのこと、今で、昔は県がやりよったことをこっちで市町村がそれを受け持ってやるが多くなりました。それに対してはそれだけの負担が、市町村に増える分については県もそれなりの、あのう、手だてしますという約束があります。町村も事務がきたんだから、それに対する、あのう、見返りじゃあないですが、それに対する費用については、県が当然支払うべきだと請求もさ、されると思います。そういったことを考えると同じ考え方としては、あのう、地方分権なり地域こう、できることはその地域でやるという考え方じゃあないかと思うんですが、町は県の方にはいろいろ、あのう、赤字にならんように請求はするんです。ほいだが今度行政連絡員がなくなって、自治会長、自治会へ委託するときにはそういった会合出席とか、その自治会長さんの苦勞、それに対する手当というものは町は考えんということになります。いろいろ資料を集めてみるのに、いろんな地方ではその広報の活動そのものを町の広報誌を配ることのみを捕まえて、例えば郵送したら行政連絡員さんへ配ってもらうより安うなるとか、高こうなるとか、ポスティングいうて、宛名を書かんこう各戸へみな放り込んでもらうのが、それが安うなるけ、その方に切り替えるとかいう、費用だけの面で、それと広報誌を配るだけの面で広報活動捉えておるとこあると思います。しかしここで、この邑南町での自治会長さんなり集落長さんというのはただそれを配ることだけじゃあなしに、要は集落を取りまとめる言いますか、集落の代表者としての位置付けもあるわけです。昔瑞穂では集落長さんを区長とよんどりました。区長というのは、あのう、政令指定都市の区長じゃあないですよ、集落長としての区長です。それが名前が変わって行政連絡員という名前になりました。そのときにその当時区長をされておった方が、どうも自分らあの格が下がっただろうかと、自分らは集落の代表者、集落を取りまとめ役としての認識があったんだが、行政連絡員という言葉で私たちの仕事を評価されるのであるんなら、ただ伝える人だけ、そういう意味かなあいうて言われたこともありました。確かにさっきから言われよりますように、地域でできることはせにゃあいけん時代です。ですから、それなりのその地域のリーダーに対する手当というものも自治会へ対する補助金と同じように町として考えるべきではなかったのかと思います。まあ、これについての答弁は、私の意見として述べさしてもらいおくにして、そこです、これまで行政連絡員というのは非常勤特別職でありますので、私たちと同等に公務災害の補償の適用になっておりました。しかしこれが非常勤特別職を外されることによって、今では補償がない。あるとすれば自治会活動保険の中でしかみてもらえん。その条件の差いうものはたいへんなものがあります。そういったことも瑞穂の自治会長さんへ、この制度を変えることへついでの説明のとき、また羽須美の自治会長さんへ説明されるときに、非常勤の特別職でないので公務災害の適用はなりませんよ、万が一事故があっても痛いのはあんた持ちですということが、よう説明してあったのか。そいでそれも納得した上で皆さん方がそうした方がええと言われたのか、そこまでの説明があったかどうかをお伺いします。私たち議会の方へこのことについて出された資料というのはただ一つこ

れだけです。行政連絡員へ支払う報酬がこういった形になります。これだけの資料です。それで私たちにこの条例が廃止した方がええかどうかを判断しろということです。手続き的には、自治会長さんの、と話をして同意をとるんで、それで進めるんだということです。頼む側と受ける側とが相対で合意できりゃあ、条例がいらんようになるんですか。これまで瑞穂、羽須美でずうっと長い間、行政当局が地域のその世話役さんの役の重要性をしっかりと捕まえて、非常勤特別職とした扱いにしてあったのが、何でこの紙切れ一枚で廃止になるんかいうところがどうも理解できません。そこまで皆さん方に徹底してあったかどうかというところをもう一つ教えてください。

●藤間総務課長(藤間修) 番外。

●議長(松本正) 藤間総務課長。

●藤間総務課長(藤間修) ええと、自治会長さんに羽須美の自治会長さんに2回集まっていたきましたが、そのときに、申しあげましたのは自治会が昨年度、全て誕生いたしまして、全部で39自治会となりましたこと。本日は行政連絡員の関係で、2月15日にですけども提案させていただいたこと。それから自治会へ持ち帰っていただいてもう一回ご協議願うことを、2月15日にお願いしております。そのときに資料として、自治会の補助金の内訳と行政連絡員報酬の扱い、先ほどの、あのう、ありました図面でございますが、それと平成24年邑南町自治会長名簿、それから平成24年度の自治会行政連絡担当職員の割り当て表、それから羽須美地域の行政連絡員名簿、更に邑南町の行政連絡員に関する条例、それと邑南町の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例、これらの資料を全て皆さんにお渡しいたしまして、前回、あのう、ええと、2月に会議をいたしまして、7月のときには前回これでお示し申しあげましたこと、その提案について自治会の補助金の中に行政連絡員の報酬を含めていただくことと、できれば行政連絡員さんを自治会の役員さんとしていただくこと、それから自治会の方から行政連絡員さんに自治会の役員としての報酬を支給していただく、役員としていただいて、報酬を支給していただくこと、そうしますと、ええと、邑南町の行政連絡員に関する条例の廃止、及び邑南町の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正がおこりますので、それを議会に上程するようになると思いますという、そういう予定を申しあげて説明を申しあげたということでございます。その上で協議いただいて、ええと、それは、まあ、支障がないだろうということで、あのう、ご理解をいただいたというふうに思っております。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(松本正) 亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、羽須美地域の自治会長さんには、こういった条例を渡して、検討してもらって、理解していただいたという解釈をしとるという答弁でしたが、つい最近、去年ですが、瑞穂地域のある方から自治会がやるいうても行政連絡員のはまだ条例でのこつとらあのうと、だけ、あれ、非常勤特別職だろうがやいうて言いんさったです。いんやいんや瑞穂地域はもう何年も前からこりゃ自治会がやるんであって、集落の代表者の方は集落長なりいろんな名前でも、例えばところによっては行政連絡員という言葉で自治会の役員をされとることもあります。しかしこれは非常勤特別職でない自治会の役員としての行政連絡員ですよという話したときに、はあ、そうだったかやいうことがありました。瑞穂の時代にそこまでの資料が出されて、皆さん理解できとったのかなあどうかなあという疑問は未だにまだ残ります。そこで、この行政事務を伝達することについては先ほど初っぱな、あのう、町長にお伺いしましたときに、これがどっちの仕事であるんか、責任としてですね。要は住民もその情報を積極的に受けにゃあ、受けるように努めなければいけないいう

のが、まちづくり基本条例にもあります。町にもそれを伝える責任があるようにも書かれとります。さあ、そこでそれをどっちがどれだけの責任があるのかということについて町長、どがあお考えでしょうか。やはりさっきも言われたように自治会なり、地域のコミュニティが積極的にそれはやるのが今後のまちづくりにとってそれが基本的な考えだということなのか、あくまでも町の責任として最後まで責任もってやらにゃあいけんという考えなのかいうところ、もう一つ教えてください。

●**石橋町長(石橋良治)** はい、議長、番外。

●**議長(松本正)** 石橋町長。

●**石橋町長(石橋良治)** ええっと、まあ、町の、あのう、まあ、憲法ともいうべきまちづくり基本条例をもう少しよく読んでもらいたいんですが、どっちが責任ということは全く書いてないんで、やっぱりこれは両方とも責任がある。だから当然町は情報を一生懸命提供する責任もある。逆に、あのう、住民側としてはその積極的に、その入手する責任もある。行政がどうだ、住民がどうだっていうことではないと、お互いにこれは責任があって、お互いにやっていくというのが協働ではないかというふうに、まあ、思っております。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(松本正)** 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、はい、確か今のまちづくり基本条例も精神論いいですかね、精神論としてはやはり両方のその責任もあるし、あのう、義務として努めにゃあいけんところもあるかとも思いますが、やはりこういった事務連絡をするという具体的な行政連絡という事務ということを考えてときには、この邑南町にも、あのう、課の設置条例の中にあります。町長の権限に属する事務、これを各課に割り当てて分担して作業するようということが指示が出ておりまされね。条例で。その中に総務課の担当として、行政連絡等に関するということがあります。それから広報公聴に関するということがあります。それと、あったですが、それと、まあ、課、他の課には農林振興課にはそれぞれの役員さん、委員さん、ほいから保健課にもありますが、やはりこれを町民に伝えることは基本的には町の責任ではないかと思います。今、まちづくり基本条例に基づいて住民が自らできることは立ち上がってやりなさいと、やりましょうということはあるわけですが、これだけ過疎化、高齢化した邑南町の中にあって、確かに元気な集落、元気な自治会もあると思いますが、やはり周辺集落というのはたいへん疲弊してきとります。そういった中ではやはりその中でリーダーを見つけることさえ難しい。自治会長になり手が無い。例えば、行政連絡担当職員が決めてあってもその職員を呼んできて、地域をどうしようかという相談する元気さえない集落もあると思います。ですからやはりもう少し精神論は精神論として、現実論としてはもう少し町が手立てを差し伸べるべきだと思います。それにはやはり前からあった、その集落と行政とをつなぐ役員さんの責任の大きさを言いますか、それをもう少し重要視されて特別職、非常勤特別職待遇で安心してその業務に当たられることを考えていただきたい。特にこれから自主防災組織の、が作られます、どんどん。そういった中ではやはり非常時には命令系統いいですか、その全体がいかに行動するかということが大事になってくると思います。そういったときにはやはり自治、自主防災組織は共助の組織であっても、公助をする町との連絡がまいこととれんと、その防災組織もまいこと運用できんように思います。是非ともその点を考えていただきたい。このたびの行政連絡委員の廃止条例、これによって町と町民とをつなぐ条例というものは、ここで具体的な条例というものがなくなります。これまではその行政連絡員設置条例によって法的根拠によって、町と住民の関係がそこで位置付けられとったわけです。過去の質問の答弁のときに、総務課長から答弁があったのは自治会へその業務委託するのに

は何の法的な拘束も受けんし、法的な根拠もいりませんという答弁でした。確かにこのたびの、あのう、要綱です今度はね。条例はなくなります。要綱だけでこれまでの仕事を各集落なり自治会なりへ、お任せすることについては、それは全て町長の権限でできることになります。報酬を下げようが、補助金を減そうが、仕事を増やそうが、減そうが、それは要綱です。条例、法律に基づくものではありません。このことを考えるとこのたびの条例廃止はいかにも町民から見たときには、町民の不利益となるようにどうしても考えざるを得ません。何とかこのことをもう一度町を挙げて、町と町民との関係を考えていただく機会を是非とも作っていただきたい。これはこれ以上申しても良い答弁がでる可能性はありません。この前もありました、13番議員さんへ答弁したのより、それ以上のことを私が聞くわけにはいかん思いますんで、これは今後の宿題として、町長なんか言っちゃんさる。？はい。

●石橋町長(石橋良治) はい、議長、番外。

●議長(松本正) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) まあ、一つ感想めいたことを言って恐縮ですけど、まあ、たいへん39自治会の中でも市木というのは元気がある自治会の一つだと私はずうっと常々思っておるんですが、そういう、まあ、市木を出身されている亀山さんからそういう話が出るっていうのはちょっと私は意外な気がするんですね。つまり、市木自治会というのは私は直接そんな話は聞いてない。むしろ自治会長さん活きを感じてやってらっしゃると思う。なぜそんな話がどっからでるのかなあと、今ちょっと、まあ、疑問です。疑問です。ただ、まあ、亀山議員さんがおっしゃりたいのは、あのう、条例廃止ということもあるんだけど、とにかく情報の伝達については行政から出す場合は十分に配慮して、よく浸透するように工夫せよと、まあ、こういうことだろうと私は、まあ、理解しました。で、それは当然だろうと思います。毎年自治会長会を6月かな、5月かなやっておりますけども、それだけで事足りるってことでは我々は思っていないものですから、それが終わった後どういうふうになんか集落にまで浸透するかっていうことは大いに考えていかなきゃならんことだろうというふうになんか、まあ、思っております。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(松本正) 亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、私は市木から、あのう、立候補して、あのう、出さしてもろうとります亀山でございますが、このたびの、あのう、行政連絡員とか自治会とかの話のときに、市木自治会がどうだこうだいう話では、したことはないと思います。ましてや市木の自治会のことを私がここでどうこういふことはありません。これは町全体としての、あのう、ことであります。例えば私もいただいたのは町全体の資料じゃあないわけですが、ある方が瑞穂地域の自治会の総会資料を集めて、今の状況がどうなってるかと調べたいいいます、言われました。で、その資料をいただいてみますと、確かに各自治会、いろいろあります。前に、あのう、伺ったときには、行政連絡委員さんへ町が手当として支払ろうとする金額以上のものが役員さんへ支払われとるという答弁がありました。が、よう調べてみますとそれは全体の役員さんの費用であって、中には行政連絡員の手当を他の役員さんの方へ回しとるところもあります。それから自治会が自主的な団体、団体いいまして、確かに町の補助金が大きなウェイトを占めとります。年間千円の会費の自治会もあれば、会費を全然とってない自治会もあります。千円以上の会費をとってもやっとなる自治会もあります。いろんな自治会があるわけです。そういった資料もできればこういったことを検討する前には、総務課から町内の自治会の状況、又はいろんな県内、県外のこういったことへ取り組む状況についての資料の提

示をいただいて、そこで私たちも判断する機会がもらえればと今では悔いております。いうのもそれは8年間さき、先ほども言いましたが、8年間この問題を考えて来たと言いましたが、それには私の力不足、力足らずが大きな原因だったと思うて、町民の方には、あのう、お詫びいたしたいと思います。それで今度は気を取りなおして次の小水力発電のことについて、提案したいと思うんですが、この問題については、担当課又は庁内で研究会ができて、あのう、コンサルタントに出した結果がこの前発表されました。そこでいろいろ委員会等で聞いて、ここでの、あのう、前の一般質問等も聞いてみましても、採算性を重視してみると、なかなか適地という言葉のじゃあないかという結論のように伺いました。しかし、その中の資料を見てみると他の地点に比べて建設単価が小さい。ただし、より精度の高い流量観測データによる再検討が必要という、その調査報告書もいただきました。そうしたことを考えるとまだまだ邑南町にはその可能性があるんじゃないかと、私たちはどうもまだ諦める気ができませんが、そういったことを考えるとこれから具体的にどうこの問題について、取り組もうとされておるのか、小水力について。それとまた邑南町では木質バイオマスも研究するということでしたが、これもやはり採算性の点で難しいという話もありましたが、具体的に今後その水量調査等に取り組むお考えがあるのかどうか、その点をお伺いいたします。

●**沖企画財政課長(沖幹雄)** 番外。

●**議長(松本正)** 沖企画財政課長。

●**沖企画財政課長(沖幹雄)** 小水力発電の可能性調査のことですが、あのう、コスト面で考えると現段階では採算のとれる可能性が薄いということで、あのう、適地が見当たりませんが、あのう、まあ、県の先ほどの調査も示された内容について、今後県の考え方もお聞きし、あのう、事業展開の可能性はあるかどうかということは引き続き、あのう、検討していきたいと思います。それから、あのう、売電じゃなくて、あのう、自家消費のことになるかも知れませんが、あのう、採算性が低いんですけども、例えば街灯などへの電気の供給は、まあ、十分可能であるということで、自然エネルギーの教育や啓発としての用途として活用できる地点もございます。ええと、これについては、あのう、補助事業等で財源確保できれば、事業実施の可能性も出てきますが、ただ事業実施に当たっては再度、あのう、詳細な、あのう、調査が必要になってまいります。それから、あのう、木質バイオマス利用につきましては、あのう、木質チップボイラーあるいはペレットストーブ、薪ボイラー、薪ストーブ、暖炉など、あのう、暖房用とか給湯用の機器の普及啓発を図っていききたいと思います。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(松本正)** 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、今朝ほどの新聞ですか、中国電力さんが今年はいへん赤字だと、今の原発を止めた、その代わり火力発電へ頼らにやいけんようになったと、それで円安や何かでその燃料代が高騰して、事業が赤字だというのがでとりました。例の東北の震災の以降、原発の問題がこのエネルギーの問題でいろいろ取りざたされておりますが、町長の見解は原発に対してはどうも慎重的な、慎重論であるんじゃないかと、これまでの意見からは伺っております。今島根県でいうと島根原発が止まっておりますが、これの再稼働の見通しはたっておりません。それを再稼働になれば中電さんかなり楽になるかも知れませんが、これができんとするなら各地域でそれぞれの再生可能エネルギーについて採算性も確かに重要ではありますが、そういった全体的な安全、安心、安全面を考えたときには少々リスクはあっても、このことに積極的に取り組むべきではないかと思いますが、その原発問題にこれを絡めてはちょっとおかしいかも知れませんが、それ等を比較した

ときに邑南町としてはこれだけの資源があるんですから、もっと積極的に取り組む考えを示していただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

●石橋町長(石橋良治) はい、議長、番外。

●議長(松本正) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) まあ、邑南町の地域資源を考えると再生可能エネルギーの資源は随分ある、ですから、そういう意味では将来性非常に、まあ、豊かな地域だなと思ってます。ただ、まあ、あのう、現段階でなかなかその議員も感じておられるように、すぐコストがどうだ、あるいは継続制がどうだ、町単独でなかなか難しいみたいなやっぱり私は感じてるわけでございまして、当然、あのう、一層研究をしていく必要があるわけですけども、どうしてもやっぱりやる以上は、国とか県とかとやっぱり一緒になってやっていく、いかなければならない大きな課題だというふうに、まあ、思ってます。単なる、まあ、学習施設だとそれはそれで啓発の意味では良いかも知れませんが、それは、まあ、やれるものはやっても良いと思いますが、議員の言われるような再生可能エネ、エネルギーを利用した、原発に代わるものということになりますと、なかなか町単独では考え難いので、一生懸命、まあ、国、県の情報収集に努めながら、まあ、そこは積極的にお互いにやっていくということで考えたいというように思います。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(松本正) 亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、積極的にという言葉でありましたが、今再生可能、可能エネルギーが全国的にどんどん進んでおるのは太陽光発電であります。太陽光発電はその太陽があたるところと、その土地さえ確保できればあまり周辺の権利調整とかに時間がかからん、問題が少ない。ただ土地さえ提供していただくような土地があればそれができる、それとお金がありさえすればできるんですが、特に今取り組も、で、希望しとります小水力発電、これ水力発電については河川の水を使うということで、いろんな面で権利調整が難しいとがあります。ただ単に、あのう、水があるからそれでできるというものではない、なかろうと思います。昨年、私たち委員会で視察に行きましたところは、民間の企業との地元のその自治体とのパートナーシップで、まいことやっているとありました。いうのは町村、その市には財源はないので、財源は企業が出してもらおうと、その代わり地元のその河川でそれを投資してもらおうためには、地元の権利調整とかいろいろ、あのう、働いて、あのう、いごきまわるんだと、地元がその準備をしといて企業の金をそこに落として発電してもらおうんだというのがありました。で、それも作った施設を町へ寄付するんだと、市へ寄付をして、条件付き寄付をして、町の施設として将来的には使えるようなシステムがあるんだそうです。それともう一つはあれだけ不景気、不景気いいよりでしたが、このたびの、あのう、政権交代によって、最近では春闘が満額の回答とか、いろいろ大企業についてはポーンとボーナスが上がったり、ベースアップとかいうて景気のええ話がでとりますが、何でここまであれだけ厳しい、厳しい言いよったのに、何で1か月、2か月でポンとそれだけのボーナスが出せるんだろうか不思議に思いますが、やはりこれまで企業は大事に、大事にということで、給料も抑えながら、しながら内部留保いうんですかいね、貯金を貯めとったんだそうです。内部留保がどう、大きなのがあるんでそういったこともできるんでしょうし、また内部留保がある企業はこういった必ず儲かるという事業には乗ってくるんだそうです。例えば邑南町でもいろいろこれまで誘致企業だということで、条件整備を、地元の条件整備をしといて企業に入ってもらいたいという例もあります。この小水力発電、この再生可能エネルギーの施設については、そういった企業誘致という考え方で、あのう、邑南町の資源を生かすと

いう考え方は一つできんもんなのかと。それともう一つはこの小水力発電には過疎債、あるいは、あのう、自前で使うんなら合併特例債を使った例も、この前視察に行つて聞きました。そういった有利な起債を地方自治体だからこそ、使える、あのう、補助金もあるわけです。それと、もう一つは、例えば先ほど言いました小水力や何かにゃあ、いろいろ権利調整難しいところがある言いますが、確かに川のことなんで漁協さんとの問題が何をするにしてもこれまで大きな問題となっていました。が、ある地域ではその漁協さんと連携をとる、川の施設を公園化するために、その水力発電を導入して、魚道、魚が川を上るための堰があると魚が登れんで、そこへ魚道を付けるように漁協がよう作りよります。その魚道を兼ねた発電施設を作れば漁協の協力も得られる。またそこで発電もできるという試験が今鹿児島の方で成されとるそうです。そういったいろんな例がありま、あるんで、どうでしょう、もっと積極的にと言いますか、進めていただきたい。例えば町民の方も関心をもつとられます。この前も安来の方で何かマイクロ発電の報道を見たんで安来まで見に行ってきたよいうて言われる方がありました。あのう、ぐらゐの程度なら自分らあでもできるんじゃないかろうかと言つとられました。例えば、あのう、出羽川の下流の方、特に羽須美の地域にはかなり水量もあります。この前の調査でも出と、あのう、ありました邑南町の調査した分では、120kwの出力を想定した調査もされとります。今現在いごゐとるこの近くでいうと、農協さんがやつとられる、角谷の発電所が250kw、都賀が190kwです。それに相当するものの可能性が邑南町の中にはあるんじゃないかと思ひます。それと県が調査したものの中にはこれはちょっとべらぼうな大きいもんだ思ひますが、羽須、羽須美の口羽、下口羽で出力が千400kwを想定して、県が調査されとります。千400キロゐますと、あこの出羽川の発電所、中電がやつとられる、あこのどうがあゐうなら、雪田の発電所でも670kwです。それ以上のものがまだこの邑南町にはできる可能性あるんです。それと町長もいつか言われまして濁川が何とか利用できんもんか言われましてが、県の調査の中では濁川も調査してこれも、あのう、第2ランク、第3ランクで全く可能性が無いという結果ではありません。こういったことを考えるともっと積極的に進めていただきたい。邑南町に夢を与える事業ではないかと思ひますが、いかがなものでしょうか。

●**沖企画財政課長(沖幹雄)** 番外。

●**議長(松本正)** 沖企画財政課長。

●**沖企画財政課長(沖幹雄)** 確かに、あのう、実例としては、あのう、先ほど言われた民間の方やられて、負担付き寄付ですか、それやって、あのう、うまくいっような例もあるかも知れませんが、それはかなり、あのう、条件がですね、あのう、短い距離で落差が取れて、水量もあるような、あのう、非常に条件が良かったところだと思ひます。それとあと、あのう、事務的なことですが、あのう、過疎債とか合併特例債ということがでておりましたが、現在では、あのう、売電目的にはちょっとその起債は、あのう、使えないことになっております。あと企業誘致の面につきましてはちょっと町長の方から。

●**石橋町長(石橋良治)** はい。

●**議長(松本正)** 石橋町長。

●**石橋町長(石橋良治)** 一応、あのう、24年度はあゐして県庁、調査をしましたので、まあ、結果が出ました。ですから今お話しがあつたようなか所が何点かあります。で、今年度25年度はじゃあそれをどういふうに、まあ、優先順位をつけて進めるかといふところだと思ひます。で、おっしゃる通りにその作って寄付をするみたいな会社があるとすれば是非ご紹介もいただきたいし、まあ、やっぱりそういう民間の活力を入れてですね、そういうことをやるのが一番肝心かなといふ

ふうに、まあ、思っております。是非、今後ともパートナーシップに一つよろしく願います。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(松本正)** 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、最後に良い言葉をいただきました。パートナーシップです。はい、私たちもそれは、あのう、執行部とともにパートナーシップという考え方でいかにやあいけん思いました。で、これまで私もたいへん、どがあ言うんかいな、きついこと、言い難いことも言いましたが、まあ、これまで議員として言いたいことばかり言うんでなしに、言いとうないことも言わにやあやれんかったというその立場もちよつとご理解いただきたいと思います。そういうことで、今期になります、もう一生になりますか分かりませんが、これで私の最後の質問とさせていただきます。どうもご静聴ありがとうございました。

●**議長(松本正)** 以上で亀山議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は10時35分とさせていただきます。

—— 午前10時24分 休憩 ——

—— 午前10時35分 再開 ——

●**議長(松本正)** 再開をいたします。続きまして通告順位第11号長谷川議員登壇をお願いいたします。

●**長谷川議員(長谷川敏郎)** 議長。

●**議長(松本正)** 長谷川議員。

●**長谷川議員(長谷川敏郎)** 日本共産党の長谷川でございます。今日、安倍首相はTPPへの参加表明をしようとしています。公約違反の暴挙で許せません。日本が参加表明をしても7月までは参加は認められず、参加国の全ての条件を飲むことが前提です。これまでの交渉内容も見せてもらえずいかなる修正も文言の変更も認められない。つまり新たな提案の余地は全くない参加です。安倍首相のいう交渉力も国益の主張も全く通じないのが現実です。それでも参加するということは極めて無責任で亡国的な行為だと思います。邑南町議会はこれまで4度に渡り、日米FTAやTPP反対を全員一致で決議し、県内でも先駆けて取り組んできました。今こそTPP反対の1点で更に運動を広げていこうではありませんか。まずこのことを申しあげたいと思います。それでは3月議会にあたり、3点の問題を通告しております。第1点の問題から入らせていただきます。教育支援センター、かつて適応指導教室と言わ、言われたものでございますけれども、この設置の検討についてはどういう状況になっているかについて質問いたします。たけのこ学級が施設や体制が非常に不十分だということで、11年3月に議会に取り上げました。それから既に、今、2年が経過しております。その間教育委員会は、具体的ななんら取り組みをされず、昨年9月には見かねて日和地域の、日和の小学校跡地を利用して、少なくともグラウンドや体育館があるところで子ども達をのびのびと学習や様々な活動のできるようにしてあげることはいかなるかという提案をいたしました。そうした中でこうした話を聞きつけて日和地域の皆さんからも11月に要望書が出されているところです。こうした問題を受けて教育民生の常任委員会でも検討をしていただいております。そこで、教育委員会にお伺いいたします。まず教育委員会の会議を主催する教育委員長はこの問題についてどういう検討経過があったのか説明していただきたいと思います。それからそのことを裏付ける具体的な検討の日時、経過等については事務局である田中課長にお伺いします。3番目には検討結果の状況について、教育長にその考え方等について説明していただきたいと思います。

●**教育委員長(河野義則)** 番外。

●議長(松本正) 教育委員長、どうぞ。

●教育委員長(河野義則) 教育委員会を代表して、お答えをさせていただきます。ご指摘のようにこのたけのこ学級につきましては、いろんな意味で、あのう、現在、現在の地点で問題がありはしないかというご指摘がございました。まあ、それを受け教育委員会としましては、まあ、再三に渡ってこの問題についても協議をしましてまいりました。そして、実際に現地に出向いてその現場を見させていただきました。ご指摘のような点も確かにございます。しかし、このその教育支援センター設置については位置の問題もさることながら、いろんな問題が絡んでまいります。したがって現在まで結論を出すに至っておりません。しかし日和地域からも要望書が出ておりますし、それを受け更に、まあ、できるだけ早い内に結論を出したいということで現在も検討を重ねておる状況でございます。

●田中学校教育課長(田中節也) 番外。

●議長(松本正) 田中学校教育課長。

●田中学校教育課長(田中節也) 教育支援センターたけのこ学級の拡充について、議員ご提言いただいたのが、2011年3月ということで質問状にありましたけども、この後ですね、23年度と20、今年度24年度におきまして、教育委員会の方で議論に上がります。何日の何時かいうところまでは、何日かいうところまでは、まだ、今、資料が無いんですけども、私、あのう、議事、議事録を確認しましたところ23年度で提案があつてからは2回、それから24年度で5回、その他、失礼いたしました。協議事項といたしまして、教育委員会の議論の議題として挙がっております。以上でございます。

●土居教育長(土居達也) 議長、番外。

●議長(松本正) 土居教育長。

●土居教育長(土居達也) 方向や、あのう、回数についてはお答えをしたとおりですけども、これまで教育支援センターの整備について、教育委員会としてどういう方向で、まあ、施設を整備したり、あるいはどういう立地のところが良いのかということを検討してきております。まあ、大きな、まあ、方向として、児童生徒の、これはまだ、あのう、成案ではありませんけども、まとめたものでは児童生徒の将来的な社会的自立に向けた支援を行うために、拠点施設を中心にしながらも訪問など戸別な支援を充実させると。また児童生徒は広範囲に居住することから各中学校区に分室的施設、施設を定めるとともに必要に応じ社会教育活動や社会教育施設の活用による支援の充実を図っていくと、まあ、あのう、分室的なというのは、昼間比較的に利用されていない自治会であるとか集会所であるとか、まあ、そういったことも分室的な施設として、できるだけ利用者に利便を良いようなところを考えていく。まあ、あのう、そういったようなことが、まあ、必要なんじゃないかと。で、立地する、まあ、条件としては、まあ、こういったことが考えられるんじゃないかということで、利用者にとって交通の便が良い場所であるとか、あるいは中学校からやや距離がおいたような場所であることが望ましいとか、あるいは高校に近い、まあ、今後高校との連携も必要だということで、高校に近いような場所が必要ではないかということ。まあ、そうしたことに応じていくためにはハードの面だけじゃなくて、まあ、人的な整備が必要だということで、まあ、学習支援等についても登録制をして、応じていくような考え方をしたらどうかというふうなことを協議をしましてまいりました。まあ、施設整備につきましては今のたけのこ学級、ご指摘のように子どもが学習するだけでない活動もありますので、保護者等の相談がしやすいような、まあ、部屋が必要なんじゃないかと。ほいから、まあ、あのう、これからのことを考えますと、個別的な支援をするために、

まあ、IT等のネットワークができるようなことも、考えていく必要があるんじゃないかと。まあ、あのう、ご指摘のような体育館であるとか運動場というのも側にあることが望ましいとは思いますが、まあ、そうでない場合にも、社会体育施設であるとか、社会教育施設を利用することは、まあ、十分可能じゃないかなというようなことをまとめて、協議をしてみいました。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(松本正) 長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) まだ検討中であるというのが基本的な方向だと思いますけれども、あのう、田中課長にもう、もう一度お伺いしますが、学習、教育支援センターについて23年度に2回検討したというのは、邑南の教育という冊子をみれば分かりますが、2011年の2月から5月の間に教育支援センター設置に関する規則の制定ということで、3月議会を受けてすぐに議論されたのが1回あります。その次に6月から9月の間に教育支援センターの新たな候補地ということで検討されたのが、これで23年度は2回だけですね。で、その後は載っておりません。5回も検討したということだけでも載っていないわけですが、それはなぜですか。

●田中学校教育課長(田中節也) 番外。

●議長(松本正) 田中学校教育課長。

●田中学校教育課長(田中節也) 24年度の協議事項として5回と申しあげまして、ですけども、これは、あのう、邑南の教育、さっき言わ、言われましたけども、その教育委員会の活動報告という冒頭にありますが、その中にも協議事項として載せて、記事として載せております。以上でございます。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(松本正) 長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 邑南の教育には教育支援センターとは書いてないですよ。学習支援センターって書いてあります。あなたが作ったんでしょ。学習支援センターって書いてあるんですよ。何でそんな隠すんですか。じゃあ具体的にもう一つ聞きます。本物をみて、見てください。疑うんなら。自分で作ったんでしょ。確かに学習支援センターっていうのは1、2、3、4、書いてあります。年度いえば新年度に1回やっつけられますから5回です。これ全部学習支援センターで書いてある。何で隠さにゃいけないんですか。ということがあると思いますが、その点で、この質問の通告にも何で教育委員会はこの不登校の問題、もっと真剣に真面目にやらないのかっていうことを質問、を通告しております。その点でいうと、それでは合併後、平成18年から24年度までの、この間の不登校の子ども達の数やたけのこを利用した実績について報告してください。小学生、中学生、高校生、通級した人、そう、訪問指導した人。

●田中学校教育課長(田中節也) 番外。

●議長(松本正) 田中学校教育課長。

●田中学校教育課長(田中節也) まず、あのう、記事の内容、文、言葉が学習支援センターということになっておりましたけども、これは、あのう、別に隠すつもりで書いたわけでなしに、文言の間違いだということでここで訂正さしていただきたいと思います。教育支援センターという思いで記事を書いたつもりでございましたけども、学習支援センターになってた、いたということは、この場をお借りしまして、訂正しお詫びしたいと思います。それから、あのう、たけのこ学級の利用者と不登校の関係の実態でございますけども、まず、あのう、たけのこ学級の利用者につきましては、今年度がですね、実際、たけのこに通所された方が、まあ、これ通年で通所された方が中学生で3

名ございました。で、その他にも、まあ、高校生でありますとか、宍道高校の通信制通ってる方とかそういった方も、まあ、相談に立ち寄られたりすることは随分あります。そういった相談も多ゆうございます。それから保護者の相談件数ですけども、これも、あのう、63件、延べで63件余り、24年度でも保護者の相談を受けております。それから、まあ、電話による相談もございます。これも20件弱あったようでございます。それから、あのう、現在、教育委員会で把握しております、あのう、不登校あるいは不登校傾向にある児童生徒でございますけど、ここに、あのう、小学校で一人、それから中学校です、不登校になっている、いわゆる30日以上の不登校が続いている子どもです、そういった方が中学校で7名、その内の、まあ、3名はさきほど言いました、たけのこ学級の方を利用されているという部分です。それから一人は3学期にですね、学校に復帰した子どもがでございます。それから、まあ、あのう、不登校という、統計上不登校には至ってないんですけども、不登校傾向になっている中学生が2名ございまして、これにつきましても学校からそういった状況というのは、たけのこ学級なり教育委員会にも情報を得ておりますので、たけのこ学級のいわゆる指導員が相談に応じたりですね、そのケアには学校と連携して対応している状況でございます。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(松本正) 長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 私は、あのう、合併以来のずっと状況を聞いたわけですが、現実には24年のデータしかありませんでした。で、あのう、その教育民生の常任委員会で今期ではなくて前期のときに平成18年の6月ですけども、教育民生常任委員会として、たけのこ学級も現地の見学もさしていただけてるし、状況も聞き、委員会では不登校の状況等も報告を受けて、その対策も聞いております。で、それ以来、教育委員会はあまり議会の方にも報告されんし、実態としても常時把握をされているのかどうかは私は非常に疑問に思っています。で、今3月議会ですから、当然1年が終わった時点でのまとめですから、こういう数値になりましたけれども、あのう、不登校傾向になったり、その以前の段階でいじめの問題とかいろいろ含めてなった場合に、あのう、把握するということをできてるのかどうかって非常に疑問に思います。これは3月の13日の教育民生常任委員会と教育委員会の懇談でも、あのう、話し合いでも明らかになったことだと思います。絶えず教育委員会がそういう傾向をきちっと掴んでいくということがないという事実が先ほどの答弁でも明らかになったんではないかと思えます。実際にその施設の問題を考えても、まあ、施設が狭いということで、校長住宅を使ってるので狭いということです。で、実際その教育長さんにも、あのう、考えていただきたいと思うんですが、今全国の不登校の子ども達を統計で出すと小学生の場合は生徒総数、生徒数の0.34%、それから中学生は中1の壁というのもありまして、グッと大きくなりますけれども、全体1年生から3年生までトータルしても、して、2.91%、まあ、3%に近い数字。それから高校生も平成21年から統計とるようになりましたけれども、これ、これは全体では3%台ですね。で、そうするとこれまで合併以来ずっとこういう状態が続いているとすれば、常時9人から10人が不登校になっていてもおかしくないけれども、教育委員会はたった3人ぐらいしか入れない、たけのこの状況をずっと放置してきたということになるわけですが、で、そのことを事実関係としても常時掴んでるという体制もないということはおかしいんじゃないかと思えますが、いかがですか。

●土居教育長(土居達也) 番外。

●議長(松本正) 土居教育長。

●**土居教育長(土居達也)** 確かにですね、施設せい、施設のべんについては2人とか3人とかとか入れない状況だということは、まあ、あのう、現実のことだというふうに思ってますし、整備をしなきゃあならないということは事実だというふうに思います。ただ、あのう、現実的に、あのう、いつも4人とか5人がいるということでは決してないということも、あのう、事実でございます。また、あのう、学、教育委員会が全然これを把握してないということでは決してございません。また実態として、学校はい、現、たけのこ学級の指導員が学校を巡回をしています。で、そういう中で、校長と管理職が、その指導員に今の状況を説明をしたり、アドバイスをいただいて関わっているというような状況、状況もあります。報告確かに、短い期間での報告は求めておりませんけども、報告と、だけじゃあなくて、学校の方は、報告するよりは指導を受けたいというのが、あのう、ほんとうの気持ちだというふうに聞いております。通例では県の方には1学期に1回報告をしておりますけども、まあ、ご指摘のように、そこで、もう少し早い対応をしていくためには、改善をしていくことも検討をしていかにゃいけないというふうに思っております。まあ、先進的というよりは実態が把握できない大きな、あのう、市については、出雲市であるとか松江市では違うやり方もやられているように聞いております。また、あのう、まあ、校長会でも実態を聞いておりますし、生徒指導の部会あるいは人権同和教育の担当者会等で、いじめの問題であるとか、登校拒否の実態等も聞いて報告を受けている、に、受けております。

●**長谷川議員(長谷川敏郎)** 議長。

●**議長(松本正)** 長谷川議員。

●**長谷川議員(長谷川敏郎)** あのう、今いろいろ言われましたが、結局はぼあ〜んとするんです。で、この前3月の13日の、その教育委員会と常任委員会の話し合いの中で、教育長が言われたのは、具体的に学校から教育委員会に報告する基準はないと言われたんです。基準がなければどういう報告をするかいうことはできないでしょ。で、せいぜい県には1学期に1回報告しなきゃいけないから、そのためには少なくともその間に1回か2回は教育委員会が学校に状況を聞いてるというだけではありませんか。だから私は18年間のデータを教えてくださいと聞いてるけど、出なか、出なかったんです。今から、今から帰って調べて持って来ますちゅうことじゃあ駄目なんですよ。ずうっと質問してるわけだから。だからそういう考え方の中で、実際に、今のたけのこ学級の施設というのは、60平米だと思います。61.31平米、2DKの校長住宅です。平成12年に改築されたんだと思いますが、あのう、まあ、1家族が住むのに精一杯な建物です。当然のことながら。で、佐賀県のしいの木の施設を訪問したときには、あそこは24、20人定員です。で、常時20人いるわけじゃありません。増えたり減ったりもしますが、それでも278平米でした。実に8倍ぐらいの、5倍とか6倍という大きさですね、だから半分にしても百何十平米あれば十分できますし、体育館もあるし、グラウンドもある、交通の便が言われましたけれども、ほんとに困ってる親さんは遠くだって連れて行かれるんです。だから、あのう、便利などこへ行けることがさい、あのう、確かに良いかも知れませんが、やはり一定の人数がいて、そういう集団、集団の中に溶け込む協調性をつけるということも含めて、力をつけていかなきゃいけないわけですから、当然親さんはいろんな形で行かれると思いますし、もしそれがたいへんな、あのう、家庭も当然ありますから、そういう場合は例えば通学支援ボランティアみたいな形をきちんと組織していけば十分それは新しい人とのつながり、付き合い方っていうのができるわけだと思うんです。だから距離のことは問題にならない。施設の問題ではもう完全に問題になってる。そして常時、そういう子ども達がいるという状況の中で、なぜ手を打たないのか、逆に要望が出ているのに、日和から要望が出ているのに、日

和ではなぜ駄目なのか、この点についてどういう見解かお伺いします。

●**田中学校教育課長(田中節也)** 番外。

●**議長(松本正)** 田中学校教育課長。

●**田中学校教育課長(田中節也)** 現在ですね、あのう、まあ、24年度では3人の方が、その利用実態があると申しあげましたけども、まあ、あのう、その方達が通所される手段といたしましては、まあ、自分で自転車に乗ってきたり、まあ、いわゆる今の施設の、まあ、近くになるんだと思うんですけども、自転車に乗ってきたり、まあ、遠くの方でしたら、バスを自分で利用してですね、乗って来たりというのが実態としてあるわけです。そういった形で、保護、保護者さんが常時送り迎えをするというような状況は、まあ、今の実態ではない、ないし、そういった保護者さんが送り迎えできない場合は、たけのこ学級のいわゆる指導員がですね、直接迎えに行って、たけのこ学級で指導する、あるいは、そこの地域に、の近くの施設を利用して指導するといったような方法をとっております。まあ、教育委員会といたしましては、先ほども、教育長申しあげたかと思いますが、一つの施設を整備する条件といたしましては、その交通の便の利用が非常にしやすいところも大きなポイントの一つだというふうに考えております。

●**長谷川議員(長谷川敏郎)** 議長。

●**議長(松本正)** 長谷川議員。

●**長谷川議員(長谷川敏郎)** あのう、課長は現実をきちっと調べたことで言っとられるわけじゃあないでしょ。例えば議会の方は、具体的にたけのこへ通った方の保護者さんに参考人で来ていただいて意見聴取をしました。二人ともちゃんと家族が送ってらっしゃいます。そういう例はなかったなんて嘘ですよ。そういういい加減なことを答えちゃ駄目です。で、例えば具体的にその指導員が迎えにいくという場合もありますし、その不登校で苦しめる子ども達にとって、一つは確かに親さんも含めて学習の遅れは非常に心配なことです。だけどもう一つはその不登校になってることで、その子ど、その子ども達は不登校になってるけども、友達が欲しいんですよ。で、たけ、あのう、その教育支援センターっていうところは、いじめにあって学校へ行けなかった子ども達が集まったりするわけですから、絶対お互いにいじめ合いなんかしないんです。そして助け合って、そういう、そういう人間関係を作っていくとこなんです。教育委員会はそういう角度で見ないんですか。ただただ、通う、通うことが便利かそうでないか、そんなことだけで今検討されているんですか。その点で、まあ、具体的な答弁はなかったと思いますが、町長にもふっておりますので最後の町長の方に、あのう、質問したいと思いますが、通告書では町長も傍観したままで、日本一の子育て村と言えるのかいうふうに指摘さしていただきました。結局ですね、今議論し、見ていただいても分かるように不登校の問題は日々子ども達を、が苦しみ、親が苦しみ、なんとかこの対策をとっていかんやいかんいう形のものであるにもかかわらず、で、たった60平米の普通の家庭に押し込んでずうっと対応してきた。それじゃあよくないだろうっていうことをずっと言ってるにもかかわらず、まだ前に進まない。具体的にあそこにグラウンドがあり、体育館があり、あそこにちょっとして施設を作ったら、ちゃんと相談室もできて、ほいでお友達づくりもできて、そして学校復帰の道が開けるじゃないかという提案をしてるにもかかわらず、いやあそれはどうだ、こうだずうっとまだ引き延ばす。ほんとにやる気があるのかないのかと、極端に言えばですよ。七、八百人の全生徒の中でたった10人ぐらいのことだから、どうでもいいやっていう考えをしてんかと言いたくなるような気持ちです。そういう意味では町長は傍観者ではないはずなんです。町長も教育、教育委員会の意見を尊重ばっかしではなくて、教育委員会とも話し合いをしてなんとか前に進まないのかということ

が一言、言えませんか。

●石橋町長(石橋良治) はい、議長、番外。

●議長(松本正) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) あのう、昨年の暮れだったですかね、今日日和の方来てらっしゃいますけども、その内の何人かの方も私の部屋に入って来られて、まあ、あのう、この必要性それから日和で是非やりたいんだっていう、あのう、ほんとに切実なというか熱望された要望がございました。で、まあ、私は少なくともその3人の方の熱意というものは十分感じ取られた。したがって、まあ、やっぱりここは教育委員会にもう一回そのことをぶつけてもらって、そいでどうやって日和のそういった要望を教育委員会が受けて考えるのかということを、でありますので、また、教育委員会の方へ是非それを話してもらいたいということで帰ってもらいました。まあ、その後、まあ、特にこのことについての発言は教育委員会からは、まあ、特に聞いておりません。というのはやっぱり今ほんとに慎重に考えているんだろうと思います。まあ、あのう、長谷川議員が最初に日和に作ったらどうかということがですね、まあ、一つのそれは選択肢かも知れませんが、何か一つのネックになってるんじゃないかと、で、私は日和ありきということで、ではなくて、やっぱり教育支援センターがどういうふうな機能、役割を果たすのか、そのために、じゃあマンパワーどれだけ必要なのか、邑南町、オール邑南町でどれだけのことができるのかっていうことをですね、やっぱり詰めて、その上で一つの環境の一つとして日和があるのかなのかということになるんだろうと思います。まあ、そのへんがまだまだ、あのう、今のこの議論を聞いていると、教育委員会そのものがまだ煮詰まってないようでありますので、私はまだこの現段階としては必要性と言いますかね、このたけのこ学級充実というのは当然感じておりますけども、結論を出すに至ってないということだと私は思っております。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(松本正) 長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 先ほどの失言、あのう、質問はちょっと、あのう、答弁はちょっと訂正して陳謝してください。何で私が言ったことがネックになるんですか。教育委員会が方向を出さないからでしょう。陳謝しなさい。陳謝、失礼ですよそんなことは。適当に言うにもほどがある。議長、陳謝さしてください。

●石橋町長(石橋良治) はい。

●議長(松本正) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) まあ、あのう、言葉がちょっとう、言い過ぎたということについて、感情を害されたんなら私は、まあ、お詫びしたいというふうに、まあ、思います。ただ、あのう、やはり場所をどうこうっていうのはちょっと私も最初にこう、あったもんだから、そのことがやっぱりなんか非常に障害になってなければいいがなという、思いがあったもんですから、ちょっとう申しあげたいこととあります。よろしくお願いします。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(松本正) 長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 私は、現在のたけのこ学級が、不登校の子ども達に十分応えていないという状況を放置したままでいいのかと、緊急避難的にでも今使える施設あるんだから、そこへ移ってはどうかということを提起してるんです。そのことにもまともに応えないという教育委員会という実態が明らかになったのではないかと思います。時間の関係もあり、ありますので、次の問題に

移ります。政府は今回生活保護基準の引き下げを進めようとしています。で、この問題は、あのう、実際に就学援助や保育料の問題など、など多くの町民に影響が及びます。各分野ごとの影響についてと、その対応についてですね、質問したいと思いますが、相当多くの分野がございます。養護老人ホームへの入居の問題も含めてですね、あると思いますけれども、あのう、今回この問題では就学援助と保育料について、その２点について、どういう対応をしていくのか、２５年度については、まあ、今税制改正は、あのう、２６年度からですから、あのう、直接すぐには影響しないにしても、今後の方向付けについてお伺いしたいと思います。

●飛弾福祉課長(飛弾智徳) 番外。

●議長(松本正) 飛弾福祉課長。

●飛弾福祉課長(飛弾智徳) 議員先ほどおっしゃいましたとおり、国は生活保護の支、支給水準、生活扶助の基準額等を２５年度から３年間で６７０億円程度、段階的にひき、引き下げるとしております。で、本町の保育所についてです、でございますけれども、まあ、いろいろ、あのう、影響があるんですが、この保育所につきましては、まあ、一部生活保護の世帯、第１階層の方が、まあ、あのう、生活保護の対象から外れた場合には、まあ、現在対象者はございませんけれども、町民税非課税世帯の第２階層に認定されることとなります。で、ですが、まあ、第２階層につきましては母子世帯等や、あのう、在宅障害者のいる世帯、また市町村長が特に困窮していると認めた世帯につきましては無料とすることが可能になっております。現在、本町には非課税世帯は３２世帯でその内母子世帯等の２０世帯が無料となっております、まあ、現状のところで、まあ、これは進めていければと思っております。また、あのう、もう一点、それで、それで、あのう、特に影響が心配されるものといったしまして、まあ、全体ですけれども、今後、あのう、個人住民税の非課税限度額等に引き下げが行われた場合には、現在現在非課税世帯の方が課税され、サービス等の負担が増えたり、対象から外れる可能性があることで、これらは、これら対象者は福祉、保険、教育等６分野で３４制度で、述べ５千４、２７４人に上ります。まあ、例えば特に多いのでは介護保険、保険料の第１号被保険者の方で非課税の２段階から６段階、はい、まあ、そういうことで、あのう、多岐に及ぶものと、かん、思っております。

●田中学校教育課長(田中節也) 番外。

●議長(松本正) 田中学校教育課長。

●田中学校教育課長(田中節也) 生活保護基準の、の引き下げに影響が、どう対処するかということでございますけれども、文科省からの情報によりますと、生活保護制度にかかります生活扶助基準、生活扶助基準の見直し案、これに伴い影響が生じる可能性が指摘される制度につきましては、まあ、できる限り影響が及ばないようにと、こういう生活扶助基準の見直しに伴い、多制度に生じる影響についての対応方針というものが取りまとめられておりまして、去る２月５日に政府の全閣僚で確認されたところでございます。まあ、これによりますと、いわゆる要保護者に対する就学援助につきましては、児童生徒の教育を受ける機会が妨げられないことがないようにということで、平成２５年度当初に要保護者としての就学支援を受けていた方につきましては、生活扶助基準の見直しがあってもですね、それ以降も引き続き国による補助を、の対象とするということ、が言われております。また、あのう、町が独自に要綱を定めており、おります準要保護者に対する就学援助の基準につきましても、まあ、こうした国からの取り組みの趣旨を理解したうえで判断するということ、いう市町村への依頼もありましたので、本町の教育行政関係におきます影響が生じる可能性のある制度につきましてはですね、これからの、この件に関しまして、まだこれから県の説明もあると思

ますから、そういったことを受けましたうえで、現在受給されておる支援者に対しまして、要支援者に対しましてできる限り基準の見直しによる影響が及ばないような制度を考えていきたいと考えております。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(松本正) 長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 保育料の問題については、その当面すぐ今年に影響がないにしても、その26、20、今年度から、26年度から適応される住民税の問題がどう動くかによって大きく違ってきます。で、第2階層にしても、3歳未満児の場合に、現在例えば、生活保護基準と、あのう、住民税非課税世帯になった場合とか、こう移った場合ですよ。一番低いところで3歳未満児だったら、月4千500円ですから、一気に年間5万4千円の負担に、まあ、なっていくわけですよ。そういう意味では、あのう、まあ、国の制度が今度変わったら、そのとおり変えていきますではなくて、やはり町としては、あのう、二人目からは無料という制度をと、あのう、システムをしてるわけですから、是非それを生かしていくような形の対応をお願いしたいと思っています。つまり、国の住民税非課税の限度額とか要綱、変わっていくにしても、子どもの保育に関係については、あのう、特別な配慮を求めているというように思うわけです。それから2番目のその就学援助の問題について、結局課長の答弁は県の説明を受けたりして、できる限り、あがら、あのう、変えないようにしていきたいという答弁ですか。だとすると変える可能性はあるということなんですか。

●田中学校教育課長(田中節也) 番外。

●議長(松本正) 田中学校教育課長。

●田中学校教育課長(田中節也) 準要保護、特に準要保護が町が単独で、独自の制度で支援している制度でございますので、これは、まあ、あのう、議員ご承知のとおり、国の基準の1.5倍の部分まで援助対象を広げておりますけども、これが、まあ、生活扶助の基準が下がりますと、当然それによって階層も動いてくるわけございまして、その1.5倍が、にギリギリのところの受給者の方にはそれが外れる可能性もございますね、そういったことが起こらないように、その基準のですね、見直しを図りながら、まあ、影響が及ばないような方向に持っていきたいということでございますので、改正も考えておるということでございます。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(松本正) 長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) この問題では、あのう、就学援助については、まあ、全国的にもこの点では教育委員会頑張っていっちゃって、非常に高く評価したいと思うわけですがけれども、あのう、生活保護基準の1.5倍までをやっているようなところはなかなかありません。そういう意味では、あのう、この制度はやっぱり守り抜いて欲しいと思うんです。で、今のこの制度が変わったとき、前後にですね、議会でも質問したりしたんですけれども、その認定基準の1.5倍とか、1.3倍とか、1倍とか言っても、あのう、保護者の方ですね、金額が分からない。何ぼから何ぼになったら対象になるのかならないのかっていうことを、いうことを言っていた、あのう、言いまして、21年だったかな、あのう、具体的に保護者にこの金額であれば、あのう、申請できますよ、何人だったらできますよっていうのは、具体的に数字が明らかになりました。ところがこれがいつの間にかですね。ホームページからも消えちゃったし、今現在配ってます。認定基準はいくらです。かつ、あのう、子ども何人だったらいくらですっていうのは配ってますか。

●田中学校教育課長(田中節也) 番外。

●議長(松本正) 田中学校教育課長。

●田中学校教育課長(田中節也) あのう、認定基準の具体的な数値につきまして、まあ、いわゆる国の基準の単価を掛けて、いわゆる所得の月額相当いいですか、そういった金額をはじいてその1.5倍までということで認定するんですけども、具体的にその所得がいくらなら、このランクの認定ですよというところまで具体的な説明というのは今、あのう、周知してないと思っております。まあ、必要だということになれば、これまた改めてですね、そういった方向に取り組んでいきたいと考えております。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(松本正) 長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) あのう、課長によって消えたり、出たりすると困るんですよ、これは。申請する方は何ぼだっていうのが見えないと申請できないんです。だから入り口を勝手にしぼめてしまうんですよ。で、その金額を今なら今の基準を具体的にホームページに戻したり、保護者の皆さんにも配ったりして、で、基本的に就学援助の分はいろいろ、あのう、生活保護基準が下がっても、今の基準を対象にしますよっていうことにしてくれないと影響がなかったとは言えないわけですよ。だから国が下がったら自動的に下げていきますよということの立場なのか、それとも今発表すべき金額に対象で、なるのであれば、25年度も26年度もその方向でいきますよということを確認にするということが必要だと思いますが、どうもそのへんのそのデータも状況も掴んでられないようで、ない、ない、掴んでおられないようなので、今それ以上追求しても答弁でこないとと思うんですが、是非その点では、あのう、まあ、教育長さんも目配りしていただいて、ちゃんとそういう数値は配るように、前の課長さん、配ってましたか。その前配ってましたか。ね、どこからか配ってないんですよ。分かりますか、そのことが意味が。だからそういうことをしちゃいけないんです。きちっと数字を明らかにして保護者に届けるということだけは約束してください。

●田中学校教育課長(田中節也) 番外。

●議長(松本正) 田中学校教育課長。

●田中学校教育課長(田中節也) 情報の提供については、努力したいと考えております。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(松本正) 長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 基本的には情報の提供だけではなくて、対象、今現在対象になってる方はずっと守り抜くという立場を堅持していただきたいというふうに思います。3番目には高すぎる国民健康保険税の引き下げの問題です。で、私ども日本共産党は、あのう、2月の下旬から町政アンケートを実施しました。で、ほんとに、あのう、切実な声が寄せられています。で、ほんとにその高くて払えないという方が5.1%ぐらい、高いとおっしゃる方が47.2%でした。で、実際にそのこう、あのう、クロスして見てみますと、やはり国保税に加入している方のところに高い、高くて払えないっていうのが出てくるんですね。そして普通だよ、低いよとか、払うのは当たり前じゃないっていうようなところへんは、共済とか社保とかにこうなってくるんです。つまり国保の場合は普通の社会保険や共済の場合はもらった給料から天引きですから、まず金があるから、でもらう場合は天引きだから払えるわけです。国保税の場合は前年度の所得に応じて今年所得があるかどうか分からないけれども払わにやいけない。だからその負担感が大きくなっていくということが分かると思います。で、あのう、今皆さんの手元に資料を配りましたが、合併以来、まあ、ちょっと今日朝作ったんできちゃんない字ですみません。国保税は確かに急激に伸びています。で、この伸

びようについては基本的に介護納付金を含んで、20年以降は、後期高齢者の支援金を含む分って書いてますから、あのう、実際の町民課が示す資料は医療と支援分と、それから介護分というて別にしていますから、実際これは40歳から64歳までの方の負担している状況だということでお分かりだと思いますが、で、実際にその平成20年に後期高齢者の医療制度が入って、あのう、75歳以上、以上のお年寄りが、あのう、抜けられました。ですから、あのう、ちょっと年金収入の方が減ったので、一人あた、一世帯あたりの所得がちょっと上がったんですけど、しかしそれも年々減っていつてます。で、今、あのう、団塊世代が加入してきたので年金額もちょっと高くなってきて変わっていますけれども、こういうその課税所得になっています。そしてもう一つ注目すべきは、徴収率が、この金額が5万円前後ときには99、98の上の方だったのがガクッと今落ちて、96まで落ちてるっていう状況になっています。で、去年の決済のときにもたいへん問題にしましたが、去年1千7百万ぐらい滞納があったと、1千8百万か、あったと思いますけど、今年の、あのう、3月議会の監査委員の中間報告でみるともう既に千8百万ですか、越してますから2千万を超えていくということになっています。つまり余り急激に上げたために払えなくなっているという現状があるんじゃないかというふうに思います。で、もう一つの表は国保の加入者の年齢構成です。で、この黒い部分がこれは役場が作ってくれた資料ですけど、あのう、黒い部分が国保に加入者です。つまり非常に少ない世代、働き手世代が抱えながらあとはもうゴボッとこう年金世代ということで、非常に極端ないびつな格好ですよ。で、これは加入者の責任ではないわけですよ。制度の責任です。そのことも確認できると思います。そういうことで、あのう、そのことを踏まえた上で、なんとか値下げができないかということ、あのう、今後取り組んでいきたいと思います。で、そこで一つ、まあ、あのう、課長か町長に聞きたいんですけど、あのう、今年の施政方針ではですね、町長は施政方針は町長の責任ですから、医療費が下が、医療費が、まあ、全体下がったと。それから、あのう、団塊世代が入って来て、課税所得の金額が増えるんじゃないかというようなことを含めて、まあ、ちょっと値下げできるんじゃないかと、まあ、少し値下げできると、そういうことを前提にして、一般財源から繰り入れる部分もちょっと減して、基金から繰り入れる分もちょっと減してというふうに対応したいというのが25年度の方針なんですけれども、それはおかしいじゃないかと、医療費が下がった分は加入者に還元すべきじゃないかと、だからもっと値下げしても良いんじゃないかと、具体的に千5百万くらい黒字になってる予定ですから、これを加入者に返せば5千円とか具体的に下がるはずですよ。そして払いやすくしてもらって、滞納を減らしていくっていうことにしなければだめではないかなあというふうに思うんですが、この点についてまず町長の見解をお伺いしたいと思います。それから、あのう、監査委員さんがそこにいらっしゃいますので、山中監査員にお伺いしたいわけですけど、あのう、まあ、監査委員の場合、町のいろんなその一般会計もですけども、いろいろな事業会計もやっぱりきちっと監査していらっしゃる。一方ではその国保税でどんどん値上げしながら、一方ではどんどん滞納が貯まっていく。つまり滞納、滞納分は繰り越してはそれを次の年の加入者が被って払わなきゃいけない。真面目な人は払うけれども、その払えない人はどんどん貯まっていくという事態を経営的に考えるとどのようにお考えでしょうか。

●服部町民課長(服部導士) 議長、番外。

●議長(松本正) 服部町民課長。

●服部町民課長(服部導士) 私の方から、回答させていただきます。ええと、議員おっしゃるように、平成21年、22年に渡りまして、急激に、保険税の方値上げをさせていただきました。ところが、

昨年度1年間の医療費の推計をみたところ、まあ、いろいろな要因があろうかと思いますが、あのう、医療費そのものは下がる傾向が出てきたということでございまして、予算関係につきましても、当初予算で、一般被保険者の療養給付費につきましては、2千300万減額をさしていただいております。まあ、あのう、このことにつきましては、まあ、基本的に、あのう、収支を予定しました額では、全体で必要とする額は1億6千200万程度の額を必要としております。まあ、それを、あのう、国保税とあと、あのう、一般会計の支援それと基金の繰入金、あのう、三、三つの両者とする、分担をする、まあ、方針を最近たてておりますので、そのために、今回、国保税の方も若干下げさしていただいて、各支援金についても下げさしていただいとるということでございます。ただ、まあ、あのう、議員おっしゃいましたように団塊の世代の方々入っていらっしゃる、一般被保険者の方、当然被保険者数も増えておりますけれども、課税標準額につきましても増える傾向が見込まれるということで、そう上げさしていただいておりますけれども、まだ、あのう、正式な数値を得とる段階でございませんで、また改めてですね、あのう、計算をしておいて、また検討さしていただきたいというふうに思っております。

●山中監査委員(山中康樹) 議長。

●議長(松本正) 山中監査委員。

●山中監査委員(山中康樹) 監査委員といたしまして、まあ、どのように考えるかというような質問でございましたが、21年、22年度のことから言いますと、未収金が、増加をしております。しかしながら、この未収金につきましては、その税収が、未納ということの原因の一つには、まあ、社会的要因もございまして、また、新たに税収が上がったということで、以前に滞納されていた方の税収も上がったというような、まあ、ことが、加味されますので、いち、複合的な要因の一つというように監査としては受け止めております。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(松本正) 長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) あのう、数字を見ていただいてずうっと分かると思いますが、あのう、改めて言いますけど大幅な値上げで、その先ほど質問しましたが、医療費が下がった分は加入者に還元すべきではないかという点についての答弁は具体的になかったと思うんです。で、あのう、市町村国保、まあ、あのう、政府の資料ですけど、市町村国保と、まあ、例えば組合健保、協会健保、共済こうしたものの、あのう、保険料の負担率というのは全国平均でも国保は、あのう、所得に対して、9.1%で、協会健保が6.2、共済は4.7というふうに、あのう、その医療保険、保険によって遙かに高い、で、やっぱりそれだけのその財政基盤が弱いということになった場合に、それは、あのう、それを全て加入者に負担したら、そりゃあパンクするのが当たり前なんです。もともと所得金額も、あのう、加入者一人当たりの平均所得っていうのは、市町村国保の場合91万円です。全国平均。で、共済の場合236万、で、協会健保139万ということですから、要するにもともと、支え、払える能力がね、弱い人が入ってやってる国保の制度ですから、そういうときにはもっと慎重に、あのう、医療費が下がったらお返しするっていうようなことをちゃんとして、みんなが、あのう、健康作りに励めば、国保税が下がっていくんだねっていうことが解らない限りは、あのう、そういう形をやっぱり情報提供しないと、あのう、いけないなあと思うんです。で、かつて、ええと、去年おと年の12月議会でも取り上げたんですけど、例えば所得の多い人の場合、限度額を超えた分は、これみんなで見なきゃいけませんよね。限度額を超える分について。それから、あのう、まあ、例えば申請減免の場合の7、5、2割減免は別ですけど、あのう、個別の申請減免

についても、これも減免したら、申請したらその分はみんなでみなきやあいけなくなる形になる。つまり誰か弱い部分があったら、それを全部加入者に被れというシステムなんで、できればそういう部分や、あのう、につい、ついてとか、その元もと徴収率を悪く計算する、悪くっていうか、低く計算して、集まらない分は最初から被せてしまうという形、実際にその結果として翌年になりますよね、繰り越して。これは事実です。だからそういうことも含めてすると、あのう、これは旧瑞穂町時代ですけど、ええっと、医療費が上がるときには年間400万円をその、あのう、軽減対策として一般会計から入れると。それをそういう形に使うと、で、まあ、下がったときにはみんなにお返しする形で還元する、そのときは繰入をしないというような形のルールを作っていたんですけども、その点はいかがでしょうか。それから、あのう、時間がなくなりましたので、町長に最後一言だけ見解をお伺いしたいと思うんですが、あのう、町長がほんとに頑張っていて、中学校3年生まで医療費無料化にいただきました。で、問題はそうして子どもを増やして欲しいということなんだけれども、先ほどいった協会健保とか、社会保険、共済、これは子どもが何ぼ増えても保険料は増えないんです。もらう給与額の何%ですから。ところが国民健康保険は子どもが一人増えるたびに1万9千円、平等割がかかるんですよ。平等割が。保険料が上がるんです。ご存じですか。で、その意味でいうと中学生以下、この表でみますと、242人が国保に入ってます。で、この人、この子ども達の分の子どもが増えても保険料が増えないように、そのご家族に手当てするということぐらいはやっても良いんじゃないかと思うんです。社会保険全体が含む、含めて、千450人の中の240人ですよ。この方は子どもが増えれば保険料が上がるわけです。これを軽減する別、別立ての繰入というのを作っていただければ、ほんとに子どもが増えたって保険料が上がらないよっていうことになるんですが、その点についてだけ最後にお伺いをいたします。

●石橋町長(石橋良治) はい、議長、番外。

●議長(松本正) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 時間なようですから、簡単に申しあげたいと思います。先ほどのあの子どもの関係については一つのご提案だと思しますので、検討をさせたいというふうに、まあ、思っております。ただ、あのう、議員の、あのう、いただいた資料、私も見ておるんですが、もう国保、市町村国保というのは破綻をしております。つまり、あのう、構造的な問題があるわけですから、我々は、まあ、市長会も、町村会もですね、もう、あのう、厚、厚労省にどんどん訴えてるわけです。まあ、2千200億円の弱者きゅ、あのう、こともありますが、早くやってもらい。ほんとにはそれじゃあ足りないわけですよ。だいたい繰上充用4千億円ぐらいあるわけです、全国で。だからそういうこともですね、更に、まあ、訴えて、公費の更なる投入。これをやらないと、いくら都道府県の一本化言っても意味がないというふうに、まあ、思っておりますので、よろしくご支援のほどお願いします。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(松本正) 長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 以上で質問終わりますけれども、町長に一言申しあげたいと思います。ころころ変わる総務大臣に上から褒めてもらうようなまちづくりではなくて、障害を持ちながらこの町でずっと生きていこうとする子ども達や、おし、お年寄りにそっと寄り添う、そんな町政にしてほしいと思います。補助金頼みの、頼みとはいえ、2億円近くのお金をかけるA級グルメは香りの里の二の舞になるとの危惧を持つのは私だけではありません。様々な議論があると思いますが、邑南町を売りだ、売り出すことだ、売り、売り出すことは行政のトップとして必要なことかも知れ

ません。しかし本当のトップは名声を求めず、民を守ることではないでしょうか。今のままでは今後ますます民心の離反は広がるでしょう。町長は初心に返り、行政の運営にあたられることを強く望み質問を終わります。

- 議長(松本正) 以上で長谷川議員の一般質問は終了いたしました。以上を持ちまして本定例会に通告されておりました一般質問は、これで全てを終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は午後1時15分とさせていただきます。議員の皆さんには後ほど、この後、議会運営委員会がございますのでお知らせをしておきます。

—— 午前11時37分 休憩 ——

—— 午後 1 時20分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

日程第3 議案の討論・採決

- 議長(松本正) 再開をいたします。日程第3、議案の討論、採決。これより議案の討論、採決に入ります。始めに、議案第4号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第4号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(松本正) 全員賛成。したがって、議案第4号専決処分の承認を求めることにつきましては、原案のとおり承認することに決定をいたしました。続きまして、議案第5号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第5号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(松本正) 全員賛成。したがって、議案第5号指定管理者の指定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第6号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第6号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(松本正) 全員賛成。したがって、議案第6号指定管理者の指定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第7号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第7号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(松本正) 全員賛成。したがって、議案第7号指定管理期間の変更につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第8号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第8号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(松本正) 全員賛成。したがって、議案第8号邑南町職員定数条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第9号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第9号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(松本正) 全員賛成。したがって、議案第9号邑南町の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第10号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第10号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(松本正) 全員賛成。したがって、議案第10号邑南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第11号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第11号に賛成

の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

- 議長(松本正) 賛成多数。したがって、議案第11号邑南町特別職の職員で、職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第12号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第12号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

- 議長(松本正) 賛成多数。したがって、議案第12号邑南町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第13号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第13号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(松本正) 全員賛成。したがって、議案第13号邑南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第14号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第14号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

- 議長(松本正) 賛成多数。したがって、議案第14号邑南町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第15号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第15号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(松本正) 全員賛成。したがって、議案第15号邑南町立保育所条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第16号に対する討論に入ります。始め

に、反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（松本正） 賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（松本正） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第１６号に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

●議長（松本正） 全員賛成。したがって、議案第１６号邑南町福祉医療費助成条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第１７号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（松本正） 賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（松本正） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第１７号に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

●議長（松本正） 全員賛成。したがって、議案第１７号邑南町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第１８号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（松本正） 賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（松本正） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第１８号に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

●議長（松本正） 全員賛成。したがって、議案第１８号邑南町子ども等医療費助成条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第１９号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（松本正） 賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（松本正） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第１９号に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

●議長（松本正） 全員賛成。したがって、議案第１９号邑南町町営住宅管理条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第２０号に対する討論、討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（松本正） 反対討論はありません、賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長(松本正) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第20号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(松本正) 全員賛成。したがって、議案第20号邑南町特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第21号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第21号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(松本正) 全員賛成。したがって、議案第21号邑南町若者定住促進住宅管理条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第22号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第22号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(松本正) 全員賛成。したがって、議案第22号邑南町地区民プール条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第23号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第23号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(松本正) 全員賛成。したがって、議案第23号地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第24号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第24号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(松本正) 全員賛成。したがって、議案第24号 邑南町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第25号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第25号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(松本正) 全員賛成。したがって、議案第25号 邑南町空き家等の適正管理に関する条例の制定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第26号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、討論を終わり、これより、これより採決に入ります。議案第26号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

●議長(松本正) 賛成多数。したがって、議案第26号 邑南町の歌選考委員会条例の制定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第27号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●三上議員(三上徹) 13番。

●議長(松本正) 13番。

●三上議員(三上徹) 邑南町行政連絡員に関する条例を廃止する等の条例の制定に対する反対の討論を行います。一般質問等々をとおしながら再三再四上程を降ろされる余裕を与えたにもかかわらず、まあ、今日を迎えておりますけども、まあ、その理由を申しあげてみたいと思います。行政連絡の事務の一元化は合併時からの懸案事項であり8年間は過ぎた、過ぎ今回一方の唯一の条例の廃止、廃止をしようと上程されました。行政連絡員の業務をよくよく見てみますと、町長の事務を補佐し、住民の便益を図るために、町長よりの示達事項の周知徹底、必要な調査報告等、町政の方向付けに関する重要な仕事であり、条例を外し安易に自治会へ業務委託、補助金をもってすべき業務ではないと思います。条例から外すということは、1ランク、レベルが下がったことを意味しております。重要度が下がったと行政が判断した結果だと思います。また、この条例廃止に至る過程に、その目的、責任、役割、身分保障等を含め、十分論議された跡が見えません。負担は低く、サービスは高くを合言葉に合併が進められてまいりましたが、大きくなればなるほど、きめ細かさが大切な中、本来の行政としての仕事を委託して少なくする。つまり仕事を放棄することが効率ではないと思います。特に今日、危機管理が重要視されているときに、今ある最短の周知体制を廃止することは、ニーズに逆行をしていると思います。軽々に条例廃止ではなく、真の目的、責任、役割を見つけて、新たな条例を作るくらいの議論が必要だと思います。その再考を促す、促す意味で今回、反対をいたします。ここで今軽々に条例を廃止を行ったならば後戻りすることはできません。議員各位の良

識に任せます。よろしくの判断をお願いいたします。

●議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

●日野原議員(日野原利郎) 5番。

●議長(松本正) 5番議員。

●日野原議員(日野原利郎) 議案第27号に対して賛成の討論をいたします。本件につきましては、議会あるいは、議会の一般質問あるいは常任委員会等で幾度か議論がなされてきたところです。合併時、羽須美あるいは瑞穂、石見、それぞれの行政連、連絡の方法は違っておりましたが、合併後の課題となっていたものです。石見地区の、は早くから自治会が組織されまして、地域のことは地域でという精神で自治会活動の一つとして町、行政と町民の連携が図られてきました。まちづくり基本条例で述べている協働のまちづくりの観点からも全町自治会を組織化し、それぞれ地域づくりに取り組むことが、より町の活性化につながるとして進めてきたところです。羽須美地区、瑞穂地区それぞれにおいて自治会が結成され、された時点で、それぞれの各地域の代表者である自治会長さん方に対し、今後の行政連絡の方法と自治会と、自治会の役職の中でこれを行うと、行うこととする旨提案をし、説明をし、理解を得たものであり必然的に、この本条例は廃止すべきものというように考えます。町民が不利益となるようなことがあってはな、なりません、私たち町民も全てにおいて、行政におんぶにだっこではなく、自治会長を中心に行政と連、連携しながら各集落が互いに助け合い自分たちができることは自分たちでの精神で頑張ることが地域の活性化、さらには町の活性化につながると考えます。以上、議案で、第27号の、7号に対する賛成討論といたします。

●議長(松本正) 反対討論はありませんか。

●亀山議員(亀山和巳) 8番。

●議長(松本正) 8番議員。

●亀山議員(亀山和巳) 本条例案に反対の立場で討論いたします。この条例は、先ほど賛成討論の中でもありました、まちづくり基本条例の協働によるまちづくり推進の考え方から地域できることは地域でということで、行政連絡業務は地域の責任範囲であるとして処理されようとしています。昨今、地域コミュニティは価値観の多様化や、また個人情報保護、連帯感の希薄化などから、この地域のコミュニティも都市化する傾向にあります。また諸処の問題をはらむようになってきました。そうした中、地域コミュニティの役員になり手が無いという状況も生まれ、例えば中山間地域直接支払いであるとか、農地水環境等の地域が当然受けられる折角の交付金を辞退する、世話人がいないために辞退する例すら出てきてまいりました。そもそも自治会と行政とは別個のまったく違う団体であります。それを、行政事務を自治会に任せるのであるんなら、それなりの条例化が必要であると考えます。行政連絡業務の負担に耐えられず業務協定を受けられない自治会や、また自治会長が、今後出てくる可能性すらあります。行政連絡業務は協働のまちづくりにとっては、たいへん重要なことであるという考え方からしますと、本条例案では行政連絡業務について、法的根拠を持っていた条例を廃止し、法的にまったく根拠の無い要綱に全て委ねることとなり、これまであった公務災害補償等の町民の権利を法的に代替する案も無いまま町民にとって不利益となる、この本案を認めるわけにはいきません。議員諸氏の賢明な判断をお願いして、反対討論といたします。

●議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

●辰田議員(辰田直久) 7番。

●議長(松本正) 7番議員。

●**辰田議員(辰田直久)** 失礼します。私は、この議案に賛成の立場で討論をいたします。今回の行政連絡員の条例廃止の方向の上程につきましては、説明責任は果たしてきた。いや果たしてきてないとの議論はありましたが合併して8年が経過し、徐々に町の一体感も熟成してきておるよう感じしており、合併以前につきましては旧町村で手法は異なっていますが、それぞれの自治体において地域の自治のために行政と町民が協力しながら歩んで来られた経緯があると思います。しかし、今後におきましては人口減少や高齢化によって地域のために働いていただける方も数が限られてくることは避けられないと感じております。報酬が有る無しにかかわらず地域には自分たちで地域を守る義務と権利があり、自治会の大小はあるとはいえども、町内同じ制度のもとで自治活動を推進すべきと感じております。そこで今回の提案は行政連絡のあり方を統一し、町がこれまで以上に各自治会との連携を深くし、充実した地域づくりをされようとする現れではないかと私は理解いたします。そのためにはできるだけ自治会等の負担は軽減されるように努めながら、町の地区担当職員は今まで以上に地域との連携や協力体制を強化することも大切であるとともに各地域においての行政のお手伝いをいただく自治会等の役員さんを含め、各方面で町の行政事務のために活動していただく皆さまには保健加入等の補償は検討すべきであり、その団体、組織に対する町の支援も継続、拡大させることで、自治意識の向上と地域のコミュニケーションを盛んにさせ、災害、事件発生時にも早急に適切な対応ができるようにしておくべきものであると考えます。そして近い将来に再合併、道州制等があるとされるこの時期に、どの地域においても自治基盤のしっかりした計画的に統一された強い邑南町として、他の大きな自治、自治体とも十分に渡り合えるためにも、町内同一的な手法でまちづくりを進めておくべきと判断し、議案第27号に賛成の立場の討論とさせていただきます。

●**議長(松本正)** 反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●**議長(松本正)** 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●**議長(松本正)** 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第27号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

●**議長(松本正)** 賛成多数。したがって、議案第27号邑南町行政連絡員に関する条例を廃止する等の条例の制定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第28号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●**議長(松本正)** 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●**議長(松本正)** 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第28号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●**議長(松本正)** 全員賛成。したがって、議案第28号邑智郡総合事務組合規約の変更につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第29号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●**議長(松本正)** 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第29号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(松本正) 全員賛成。したがって、議案第29号邑南町過疎地域自立促進計画の一部変更につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第30号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第30号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(松本正) 全員賛成。したがって、議案第30号邑南町地域保健福祉計画の一部変更につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第31号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第31号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(松本正) 全員賛成。したがって、議案第31号町道路線の廃止につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第32号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第32号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(松本正) 全員賛成。したがって、議案第32号町道路線の変更につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第33号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第33号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(松本正) 全員賛成。したがって、議案第33号町道路線の認定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第34号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第34号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(松本正) 全員賛成。したがって、議案第34号平成24年度邑南町一般会計補正予算第8号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第35号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第35号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(松本正) 全員賛成。したがって、議案第35号平成24年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第36号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第36号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(松本正) 全員賛成。したがって、議案第36号平成24年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第3号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第37号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第37号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(松本正) 全員賛成。したがって、議案第37号平成24年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第4号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第38号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第38号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(松本正) 全員賛成。したがって、議案第38号平成24年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第3号につきましては、原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第39号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第39号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(松本正) 全員賛成。したがって、議案、議案第39号平成24年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第4号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。ここで、休憩に入らせていただきます。午後の、再開は2時10分といたします

—— 午後 1 時58分 休憩 ——

—— 午後 2 時20分 再開 ——

●議長(松本正) 再開をいたします。続きまして、議案第40号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 14番。

●議長(松本正) 14番議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議案第40号平成25年度邑南町一般会計予算に対する反対討論を行います。先ず第1に国保会計への繰り入れを減らしたことです。これまで国保税の値上げについての理由は、いつも医療費が上がるということが理由でした。今回は施政方針でも医療費は減少傾向に転じておるとも言われているにもかかわらず、そのことを以て一般会計の繰入金などを減らしています。本来なら加入者に還元すべきだと考えます。さらに繰り入れのルールについては早く作ることを要望したいと思います。また今日の一般質問で町長は、子どもを抱える世帯への保険税の負担軽減の提案について真剣に受け止めていただきました。6月補正、本算定では必ず実現をさせていただきたいと思います。第2に教育支援センターについて調査費や設計費の頭出しも無く、全く計上されてないことについて批判したいと思います。いくら教育委員会に検討しろと言っても予算付けはきちんとやるからのメッセージは必要です。これ以上の現在のたけの子学級の状況を継続することは、日本一の子育て村としては、とは言えません。もう先延ばしはゆるま、許せません。必ず6月補正では前進をすることを要望します。第3にA級グルメについてです。A級グルメ全体をだめだとかという全、全面否定つもりはありませんけれども、お金の規模と使い方です。総事業費が1億9千566万、一般財源からは5千657万円が投入されています。このお金は事業全体の人件費4千827万をほぼカバーするものです。内訳は職員を12名を採用し、パートを4名です。これだけの人員が配置できるのであれば、もう少し町の未来のために、苦勞している子ども達に支援すべきであろうと思います。第4に同和関係予算の問題です。団体への補助金など支出金がいっ

までも見直されず、さらに生活相談員など関連予算の点検もされていません。以上の諸点を理由に当初予算に反対します。

●議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

●清水議員(清水優文) 6番。

●議長(松本正) 6番議員。

●清水議員(清水優文) 議案第40号平成25年度邑南町一般会計予算にか、対する賛成討論をいたします。平成25年度一般会計予算は、国の動向を踏まえながら、普通交付税も1.9%減となる中で、昨年度当初予算対比1%減の114億8千万円となっています。町長の所信でも述べられたように、公約である日本一の子育て村事業、農林商工等連携事業、安全安心のまちづくり関連事業などに重点を置いたものといえます。中でも懸案であった石見東小学校のトイレ改修、石見中学校のアルミサッシ改修事業など、子どもたちの教育環境の整備にも配慮できている、日本一の子育て村に相応しく、今後も子どもたちが気持ちよく学校生活が送れるよう整備すべきは整備すべきと考えます。私が以前、一般質問しましたもう一つの懸案事項、矢上小学校の体育館に関し、ようやく解体費と設計費が盛り込まれました。危険とする建物がこれまで学校敷地内に放置されていたことは甚だ遺憾ではありますが、とにかく一歩前に進んだことは地区民の願いに応えるものといえます。ただ、今年度設計業務にかかる上で、新しい建築物の案については、地域住民への説明、理解を得られるよう申し入れをしておきます。いずれにしても、本25年度予算は、限られた財源の中で、住民の要求にも配慮し、活力ある町づくりに向け積極的な予算であり、賛成といたします。

●議長(松本正) 反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

●山中議員(山中康樹) 12番。

●議長(松本正) 12番、12番議員。

●山中議員(山中康樹) 議案第40号平成25年度邑南町一般会計予算に賛成討論をいたします。平成25年度一般会計当初予算は、114億8千万円で、前年度当初予算と比較しますと1億1千500万円、率にして1.0%の減となっております。しかしながら過疎ソフト事業を中心に日本一の子育て村構想とA級グルメ立町のさらなる推進のための予算の確保、普通建設事業費も対前年比6千万円増の15億1千7百万円が計上されるなど議会や住民の意見も反映し、多くの事業実施を予定した予算であり、積極的な予算と受け止めます。具体的には、歳入面ではA級グルメ関連事業はほとんどが国の費用で組ま、組まれていること、ソフト事業には過疎債が充当されていること、財源不足を補うための基金取り崩しは行われていないことなど評価されるものであります。歳出面では、子ども医療費の無料化などの子育て村関係の各事業の継続を始め、防災管理体制の充実、要望の強い住宅建設、民間賃貸住宅建設への助成、地域おこし協力隊制度の活用による耕すシェフ研修生の増員、食の学校の新たな取り組みなど含まれており、さらに教育面においては、学習支援員や生活支援員の継続設置に加え、教師力向上対策等の事業費が計上されております。また普通建設事業は日貫地域への定住促進住宅の建設、中野体育館の耐震改修、矢上小学校体育館解体工事、山村開発センター建築工事を始め道路整備事業、矢上住宅ストック改善事業など盛り込まれている25年度一般会計予算となっております。さらに、国の補正予算に伴い繰越事業で行われる阿須那保育所改築事業、瑞穂小学校改築事業などを含めると25年度予算は実質大幅な増額であり、地域経済にも大きく貢献できるものと評価しております。ただし、27年度以降、地方交付税の合併特例

分が無くなることなどから、財政状況はさらに厳しくなってくることが予想される中、住民の期待に添えるべく、なお一層の工夫と財政健全化に向け努力されるよう要望して、平成25年度当初予算に賛成をいたします。

●議長(松本正) 反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第40号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

●議長(松本正) 賛成多数。したがって、議案第40号平成25年度邑南町一般会計予算につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第41号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第41号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

●議長(松本正) 賛成多数。したがって、議案第41号平成25年度邑南町国民健康保険事業特別会計予算につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第42号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第42号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(松本正) 全員賛成。したがって、議案第42号平成25年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第43号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第43号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(松本正) 全員賛成。したがって、議案第43号平成25年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計予算につきましては、原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第44号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第44号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(松本正) 全員賛成。したがって、議案第44号平成25年度邑南町簡易水道事業特別会計予算につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第45号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第45号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(松本正) 全員賛成。したがって、議案第45号平成25年度邑南町下水道事業特別会計予算につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第46号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第46号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(松本正) 全員賛成。したがって、議案第46号平成25年度邑南町電気通信事業特別会計予算につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程の追加 議長発議

●議長(松本正) ここでお諮りをいたします。先ほど、教育民生常任委員会が所管する事務等の調査について、お手元に写しを配布しておりますとおり、委員長から報告書が提出されました。この調査日程、調査、この調査報告を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(松本正) 異議なしと認めます。したがって、教育民生常任委員会所管事務等の調査報告についてを日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題、議題とすることに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第1 教育民生常任委員会所管事務等の調査報告について

●議長(松本正) 追加日程第1、教育民生常任委員会所管事務等の調査報告についてを議題といたします。日高勝明教育民生常任委員長。本件についての報告をお願いします。

(委員長登壇)

●**日高勝明議員(日高勝明)** 所管事務の調査にあたりまして会期末、会期末を迎えたにもかかわらずお諮りをいただいて、これを報告する機会を得たことは委員全員を代表して厚くお礼を申しあげます。朗読して申しあげたいと思います。平成25年3月15日、邑南町議会議長松本正様、教育民生常任委員会委員長日高勝明。所管事務等調査報告書。本委員が所管する事務に係る調査事件について、調査の結果を別紙のとおり、会議規則第76条の規定により報告をいたします。教育支援センターたけのこ学級に関する調査報告書。1、調査事項、義務教育、義務教育施設に関する所管事務の調査、教育支援センターたけのこ学級に関する調査。2、目的、本委員会では、いじめや不登校から教育支援センターたけのこ学級について強い関心を持ち、平成23年3月議会では所属委員からたけのこ学級の設置条例の制定を求め、求める声もあり、7月には佐賀県学校適応指導教室しいの木の視察研修を行った。その結果、現在の校長住宅を利用するたけのこ学級の施設では不十分との声もあがっていた。その中で、旧日和小学校跡地利用の案も浮上する中、平成24年11月には、日和地区総合振興協議会より、邑南町教育支援センターを日和小学校跡地に誘致し、必要な施設整備を図ることを求める要望書が邑南町議会議長あてに提出された。議会運営委員会では、所管委員会においてさらなる総合的な研究を求めることとした。調査日方法等、平成23年7月14日、佐賀県学校適応指導教室しいの木、視察研修。平成24年11月12日、日和地区総合振興協議会からの要望書を受理。平成24年12月27日、教育民生常任委員会、教育委員会合同会議、日和地区総合振興協議会との意見交換。平成25年3月11日、教育民生常任委員会会議、参考人からの意見聴取、本委員会での協議。平成25年3月13日、教育民生常任委員会、教育委員長、教育長、学校教育課長との意見交換、本委員会での協議。4、調査の結果、意見。括弧1、いじめ、不登校への対応について、不登校については、特定の子どもに特有の問題があることによって起こることではなく、どの子どもにも起こりうることとして捉え、児童生徒、保護者、地域、学校、教育委員会で認識を共有すべきである。同時に、不登校という状況が継続することは、本人の進路や社会的自立のために望ましいことではなく、その兆候を早期に発見し、早期に対応することが求められている。さらに、いじめだけが不登校の原因ではないが、いじめとの関連は大きく、いじめに対する学校現場での認識も改めていく必要がある。2教育支援センターたけのこ学級の必要性について、参考人の意見聴取ではたけのこ学級が不登校児童生徒並びに保護者にとって極めて重要な存在であり、同時に現在の職員、括弧、指導員、支援員の活動は利用者の大きな助けと、助けになっており、高く評価できる。本委員会は、その必要性を全委員が一致して認識した。3学校と教育委員会の連携について、不登校の兆候や不登校傾向など学校と教育委員会との情報共有が迅速に行えるよう学校の報告義務を徹底すると同時に、教育委員会は大所高所から学校、子ども、保護者への支援の様々な手立てを提供しなければならない。括弧4、教育支援センターたけのこ学級の周知について、保護者への周知が不足し、不登校あるいは不登校傾向にある児童生徒、保護者にとっての窓口、相談窓口としての機能を十分果たせていない。スクールカウンセラーの常時配置など体制を強化すべきである。括弧、5、現在のたけのこ学級の施設場所について、施設が狭隘であり、学習支援以外の活動は制限され、保護者の相談に応じるスペースも駐車場もない。子どもの中、中途増加に対応できないこと、さらに子どもの心身の発達に不可欠な運動のスペース、括弧、運動場、体育館がない。また、現在の場所は街中で学校にも近く、子ども、保護者にとって、と、ともに人目が気になり、外での活動ができない。子ども達の安心して、子ども達が安心して利用できる周辺環境が望ましい。5、委員会の結論、現在の施設では、本来の目的を達成することはできず、緊急に施

設の整備が必要であるとの意見で全委員の一致をみた。①適地の選定については今後の検討課題である。②日和地区から提出された要望書は、適地の選定にあたっては、考慮すべき課題である。以上が、本教育民生常任委員会において、8人の委員の一致を見た内容でございます。この私どもの教民の委員会の思いが、次の議会に十分くみ取っていただけるように心から期待をしながら本委員会のまとめとして、皆さまにご報告をした次第でございます。どうぞ、ご理解をいただきますように委員長としてお願いを申し上げます。ありがとうございました。

- 議長(松本正) 以上で委員長の報告は、終了いたしました。委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 無いようですので、質疑を終わります。

(委員長降壇)

- 議長(松本正) ただいま、教育民生常任委員会が所管する事務につきまして、委員長から調査報告が行われました。この報告を了承することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(松本正) 異議なしと認めます。したがって、教育民生常任委員会所管事務等の調査報告につきましては、原案のとおり了承するものと決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第4 閉会中の継続審査・調査の付託

- 議長(松本正) 日程第4、閉会中の継続審査、調査の付託についてを議題といたします。各委員長よりお手元に配付してるとおり、しておりますとおり、閉会中の継続審査、調査の申し出がありました。お諮りをいたします。各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続審査、調査に付することに、ご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(松本正) 異議なしと認めます。したがって、各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続審査、調査に付することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

閉会宣告

- 議長(松本正) 以上で、本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。お諮りをいたします。本定例会に付議されました案件は全て議了いたしましたので、本日をもって閉会といたしたいと思います。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(松本正) 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定をいたしました。以上をもちまして、本日の会議を閉じます。これをもちまして、平成25年第2回 邑南町議会定例会を閉会といたします。大変ご苦労さまでございました。

—— 午後 2 時 3 7 分 閉会 ——